

第百五十九回国会

参議院農林水産委員会會議録第十六号

(二六二)

平成十六年五月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十三日
福山 哲郎君
堀 利和君
補欠選任

五月十四日
堀 利和君
補欠選任

五月十七日
堀 利和君
補欠選任

堀 利和君
補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岩永 浩美君
加治屋義人君
段本 幸男君
常田 享詳君
小川 勝也君
紙 智子君

市川 一朗君
太田 豊秋君
小斉平敏文君
松山 政司君
三浦 一水君
郡司 彰君
羽田雄一郎君
築瀬 進君
山根 隆治君
千葉 国男君

国務大臣
農林水産大臣

副大臣
農林水産副大臣

大臣政務官
農林水産大臣政務官

事務局側
常任委員会専門員

政府参考人
農林水産大臣官房長

農林水産省生産局長
農林水産省経営局長
農林水産省農林局長
農林水産省農林局長

福本 潤一君

市田 忠義君

岩本 莊太君

亀井 善之君

市川 一朗君

福本 潤一君

高野 浩臣君

小林 芳雄君

白須 敏朗君

川村秀三郎君

太田 信介君

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
去る十三日、福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君が選任されました。
また、去る十四日、池田幹幸君及び和田ひろ子君が委員を辞任され、その補欠として市田忠義君及び築瀬進君が選任されました。

また、昨十七日、信田邦雄君及び堀利和君が委員を辞任され、その補欠として山根隆治君及び小川勝也君が選任されました。

○委員長(岩永浩美君) 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩永浩美君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に小川勝也君を指名いたします。

○委員長(岩永浩美君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

農林水産省等に関する法律の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案の審査のため、本日の委員会に農林水産大臣官房長小林芳雄君、農林水産省生産局長白須敏朗君、農林水産省経営局長川村秀三郎君及び農林水産省農村振興局長太田信介君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

ません。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岩永浩美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩永浩美君) 農林水産省等に関する法律の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○小川勝也君 新たに当委員会の理事に就任をさせていただきました民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

この三法の審議も三日目ということでございまして、会派としての考え方からいたしますと、法律は一本一本丁寧に審議をするという建前でございますが、今回は同じ農林水産省経営局から提出されてくるものということで三法まとめて審議をする中で、しっかりと参考人の意見も聴取する中で議論を深めていくということで合意をさせていただきました。三日目になりますので、若干重なる質問等も出てくるかもしれませんが、若干重なる質問をお願いするというふうに思っています。

まず、農林水産省等に関する法律の一部を改正する法律案に關しまして御質問をさせていただきます。農林水産省の役割は大変大きなものでございまして、農林水産省が果たすべき役割は依然として大きなものがあるもので、その役割についてはしっかりと政府としても認識をしてもらいたい、これが当委員会の議論の流れだというふうに思っています。

そんな中で、いろいろな業務あるいは役割がある中で、最近の事例を見ても特に気になる点があります。それは農地の転用の問題であります。

この法律が提出されるきっかけの一部にもなっているだろうというふうに思うわけでありまして、最近いわゆる中心市街地から郊外にその拠点を移す、これは様々な経済環境の変遷、変化がその原因となっておられるんだろうというふうに思いますけれども、中心市街地、商店街が、郊外型、モータリゼーションの発達によって、郊外型で駐車場がたつぷりある、そして家族で車で買物に行く、あるいはレジャー、飲食、様々な形態が変わってまいりました。全国の幹線道路、どこも同じような町並みになっていきます。それは郊外型ショッピングセンターありパチンコ屋さんあり飲食店が並ぶ、これは数年前まで農地だった場所だろうという例が大変多いわけでありまして。

農地がいわゆるほかの用途に使われるということになりますと、様々な農地法等の網が掛けられていたわけでありまして、当該農業委員会が厳しくチェックをしてくれているわけでありまして。その農地が様々な用途に使われてきたということ、そしてそのことに対するそれぞれの農業委員会が果たしてきた役割、そして様々な事例があるかと思ひます。農業委員会あるいは農業委員さんというところで黒いウサギが流れたり、犯罪の要件を満たしたということで報告が上がったりしていた例もあるかと思ひます。その辺のことを総括して御答弁をいただければと思ひます。

○政府参考人(太田信介君) 農地転用許可制度でございまして、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としております。非農業的な土地利用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機を目的とした農地の取得を認めないようになっています。

具体的な転用許可に当たりましては、平成十年に法定化されました許可方針に基づいて、農地が

四ヘクタール以下の場合には農業委員会の意見を聴いた上で都道府県知事が、農地が四ヘクタールを超える場合は都道府県知事の意見を聴いた上で農林水産大臣が許可の可否を判断いたしております。また、転用の確実性が認められない場合や周辺農地への土砂の流出防止など、こういった被害防止措置が適切でない場合には転用の許可は認めないこととしております。

このような基本的な方針の下で、規模の大小にかかわらず、適切な運用が行われているものというふうな考えております。

○小川勝也君 重ねて局長にお伺いをしたいと思います。この経済あるいは流通の変化というふうな考えますと、これは自由主義経済の中で競争するわけでありまして。もう既にショッピングセンターや飲食店等があつても、更に競争が促進されている現在にありまして。さらに、その新規出店のニーズというのが出てくるわけでありまして。そうしますと、適正に許可を得ればまたその農地をショッピングセンター等、別の用途に転用するということが大いにこれからもあり得るのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(太田信介君) 正に委員御指摘のとおり、経済は生き物でございますので、その状況に応じて先ほど申しました一定の基準、方針に基づきまして、私どもとしてはほかへの利用ということについても配慮をしていく点はあるかとは思ひます。

○小川勝也君 農地法の考え方というのは、その趣旨は一〇〇％私は理解できると思ひます。農地はだれのものかという議論も後でさせていただきますと思うわけでありまして、国民が飢えないために、しっかりと食料を供給されるために、これが国家がその農地をしっかりと守っていかなければならないという、これは崇高な理念に基づいた法律だろうというふうに思ひます。そのこととこの経済の発展、そしてグローバル化、そして自給率が下がっていくということも相まって、耕作放棄地も出てきている、そして後ほど議

論をしますけれども、農地はあるけれども後継者が足りない、様々な議論がこれからまた引き続き起こってくるだろうというふうに思ひます。

しかるに、農地とは何か、国と農地との関係はどうなのか、経済と農地、いわゆるグローバル化、国際化社会の中で私たちの国は農地をどう考えていくのかということを改めて様々な観点から議論をしていかなければならないだろうというふうな思ひます。

ここで、まあ需要があるから農地が少しづつまた転用されていく、これはしっかりとその哲学やあるいは考え方に基づいて行われているのかどうかというふうな考えますと、私はちょっと怪しいところがあるかと思ひます。農地を何万ヘクタールにするのか、そしてどのような条件のときに農地を他に転用していいのか、そして農地法や農地を取り巻く環境や農地に対する考え方が国民の理解を本当に得られているのかどうか、これは大きな課題だろうというふうに思ひます。大臣の御感想をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(亀井善之君) 何といつても我が国の国民に対する食料の安定供給、これを確保するために優良の農地を良好な状態で確保するということは極めて私は重要なことと、このように考えております。しかし、御承知のとおり、我が国はこのような面積の少ない、またあるいは山岳地帯を持つたいわゆる国土の資源が限られておるわけでありまして。そういう中でやはり非農業的土地につきましても適切に対応すると、こういう必要はあるわけでありまして、まず優良農地の確保を基本とし、そして農業生産に支障が生じない、こういうようなことを留意しつつ農地の転用、これを考えていかなければならないのではなからうかと。

また、先ほど局長から答弁いたしました、この四ヘクタールを超える大規模な農地転用につきましては国が責任を持って転用の可否を判断しておるところでございますが、今後とも、農地制度の適切な運用、そして農業生産基盤の整備の推進、こういう施策を通じて優良農地の確保

に努めてまいりたいと、このように考えております。

○小川勝也君 次に、改良助長法に関して質問をさせていただきますと思ひます。

私は北海道の出身なわけでありまして、実家は人口が四千数百人の小さな町にございます。私も子供のころからその町で暮らしております。この普及所あるいは普及員という言葉をよく耳にしています。子供ながらにしてよく分らなかつたわけでありまして、例えば普及所、土地改良区、森林組合、何をするとところなのかよく分からなかつたわけでありまして、この委員会に入りましてよく分かるようになりました。

その普及所も、当然のことながら小さな拠点はどうぞん統合されていまして、今、私の実家のある町にはございません。しかし、様々なこの果たしてきた役割というふうな考えますと、これ大変大きなものがあつたろうというふうに想像できるわけでありまして。それぞれの地域にそれぞれの歴史があつて、それぞれの特色があります。特に北海道でいいますと、歴史的に稲作の北限に挑戦をしてきた。そして、府県では考えられないような冷害、寒さ、あるいは早霜、遅霜、様々な闘いがあつたわけでありまして。

北海道は、普及員制度も、北海道庁との連携もあつて特殊な立場を取っているやに報告を受けています。このいわゆる改良助長法、普及員さんや専技さんが果たしてきた役割、特に北海道ということに関していうと、どんな思いがあられるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(亀井善之君) 今、委員からも御指摘のとおり、北海道の農業におきまして普及事業のこれまでの私は発展に大きく貢献をされていると。御承知のとおり、北海道は全国の二割強の耕地面積、さらにはその中で酪農あるいは畑作あるいは稲作等につきましては大規模な経営を展開されておるわけでありまして、そういう面で農業の粗生産額の全国の約一割を占めておられる、さらには国産の供給熱量の約二割を占めておられる、こう

いう面で我が国最大の食料の供給基地であるところ、こういうことは私が申し上げるまでもないことでもございます。

そういう中で、委員からも御指摘がありましたとおり、今日まで北海道の農業におきます普及事業、本場に稲作の北限である、そういう面での耐冷性の品種の導入、そして稲作栽培面積の拡大、生産性の向上、そしてさらには二四六ですとか等々の米の品種につきましても大変評価を受けるような成績を収めておられると。あるいはまた、大規模畑作、豆類であるとかバレイショであるとかてん菜、こういう面での、小麦、合理的な転作体系の導入、さらには大規模畜産の展開、こういう面での経営の安定と、こういう大きな役割を果たしておられるわけであります。

また、近年におきましては、北海道の地域特性、こういうものを十二分に生かしていただいて、多様な生産性の高い農業が営まれておられるわけでありまして、そういう面で普及事業として輸入野菜に対抗できる野菜産地の技術支援であるとか、あるいは適正な輪作体系、栽培法の改善であるとか稲作の品質の向上とか、あるいは大規模稲作地帯におきます農業生産法人の育成事業であるとか、あるいは食品の安全性に対する消費者のニーズに対応した畜産物の品質改善、こういう面で大変課題はたくさんございますけれども、これらの事業に普及事業というものが大きく貢献をしておると思えます。

今後とも、技術的な専門家集団、こういうような意味合いにおきまして北海道の農業の御発展のために一層積極的な役割を果たしていただきたいと、このように考えております。

○小川勝也君 大臣の御認識もいただきました。北海道は、北海道民がよく言うわけでありましてけれども、日本の食料基地である、こんな言い方もさせていだくぐらい、やはり食料生産の根幹である、根幹の位置を占めているという、そういう自負があります。

それと同じように、今回のこの法律の改正とい

うのが、おぼろげながら一つ考え方を整理したところではないかなというふうには私は解釈をしているところであります。それは先ほどの議論もさせていだきましてけれども、いわゆる我が国として食料をどう国民に供給するのかというこの農業政策、そしてもう一方は、先ほど申し上げましたように、グローバル化を含めて、多様な消費者のニーズにどうこたえていくのか、そのことを併せて持つて農業ということだろうというふうな思いうけであります。

農業普及員の果たしてきた役割は、国民が飢えないように、日本国の中で取れる食料、農産物の量をきちんと増やしていくという国家政策がその趣旨の大部分を占めていたんだろうというふうな思いがあります。しかしながら、消費者のニーズが多様化してまいりました。安心の農産物、そして付加価値のある農産物、そして例えばその産地がブランド的な力を持つ、そして朝取りの野菜、様々な工夫が産地としてなされながら、消費者がそれを自分のニーズによって好きなものを買うことができるという形になってまいります。そう考えると、例えば国全体としてこの普及の在り方を考えるというよりも、地域によって、その地域が持つ特色を最大限に生かしていくという流れになっていくとすれば、今回の法律に盛り込まれている若干の都道府県を主体とした権限の移譲というのは大変事宜に合っているんだろうというふうな思いうけであります。

今のことを考えますと、農政の中のこの改良助長法が、国全体の食料の増産を目的としていたというところから、産地間競争や都道府県間の工夫、消費者のニーズにこたえるための農業にするためにどうしたらいいのか、そして農業経営者側からすると、消費者のニーズや流通のニーズを酌み取って、安定的な農政、農業をしていくためにはどういう手伝いができるのかという一つの方向の転換が挙げられるんだろうというふうに思えます。

私のこの今回の法改正の解釈の中で、食料の増

産、安定的な供給一辺倒から、特色のある農地、産地作りや、あるいは経営者を育てるということに意味合いが転換しているんだということに対して、感想があつたらお伺いしておきたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の改良助長法の改正の中で、都道府県の自主性をできるだけ拡大するというところで盛り込まれております。一つは、端的には普及センターの必置規制を廃止しております。これは各都道府県がその地域の実情に応じまして最もその地域の農業振興を図るにふさわしい体制を柔軟性を持って、また機動的に対応できるようにという形で自主性の拡大をしたものでございます。

今、委員が御質問の中で御指摘ございましたとおり、正に国民のニーズも多様化している、またグローバル化も進んで国際的な競争力も高めなくちゃいけないということもありますと、やはり各都道府県がそれぞれの地域の特性を生かして、言わば切磋琢磨するということによりまして、日本農業の総体としての競争力を高めていくということが必要だろうということはどうも御指摘のとおりだと思ひます。

そういう意味で、今申し上げました組織の柔軟性なり機動性というものをできるようにするというところ、今までは非常に、各県の中を地区割りにいたしまして、そして普及員は基本的にセンターにいる、それでその担当地区を担当するんだというところになっておりました。そういうことになりましたと、どうしてもいろいろな専門家をその各地域にそろえなくちゃいけないというようなことで、ある意味では非常に硬直的であつたということでございます。

今後は、例えば産地ブランドということで、環境保全型農業に特化したようなセンターを作るとか、あるいは果樹、花卉などの特産物、こういういったものを広域的に育てるセンターでありますとか、あるいは試験場と連携をして正に共同チームを作るようなセンターとか、いろいろなことが今後

はできると思ひます。それで、そういうものができれば我々の方としてもちゃんと交付金の算定にして支援をしていくという体制になりますので、そういう意味ではかなりの進歩になるんじゃないかと思つておるところでございます。

○小川勝也君 時代が時代ですので、消費者のニーズにこたえる農業というのが求められているわけでありまして、今後、この法改正を機に、そういった方面で大きな変化が起こるよう期待をするところであります。

しかしながら、先ほど申し上げました農業の本体、本論の部分、国民の食料の確保、そして食料自給率を向上させるという課題とその消費者のニーズにこたえるという両面を満足させていかなければならないわけであります。この法改正という狭い考え方だけではなくて、我が国の農業、これをつかさどる立場として、今の食料自給率とそして消費者のニーズと、二つの農業をどのようなバランスで考えていくというおつもりなのか、お答えをいただければと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) 食料の自給率、もうこれは御承知のとおり四〇％と、もうこれは正に世界の先進国の中で最低の水準、こういうことであるわけでありまして、この自給率の確保と維持向上、このことは大変重要な課題であるわけであります。

一方、昨年、それ以前からBSEの問題であるとかあるいは食品の偽装の問題であるとか、そういう面での国民のまた消費者の関心というものは食の安全、安心、こういう面でも非常に高品質な農産物の消費者のニーズというものは高まってきておるわけであります。そういう点から、やはり多様化する消費者のニーズに合う生産体制というものをつくり確立していくということが大変重要なことであるわけであります。そういう面でも、生産、こういう面での普及事業の役割というのは大きなものがあるわけであります。また一方、やはりこれらの問題、それはやはり何と云っても不断の技術革新、あるいは試験研究機関と農業者との

橋渡しの役をしていただくわけでありますので、ますます重要な任務、こういうことになるわけであります。

そういう視点で、今後ともやはりそれぞれの各地域におきまして各品種の新技術の導入であるとかあるいは経営につきましても、やはりいろいろな革新的なものを支援するというようなことを通じて食料の自給率を上げていく。また一方、消費者の視点、これを重視いたしまして、いわゆる安全で高品質な農産物の生産に取り組まなければならないわけであります。

いずれにいたしましても、いわゆる重点課題と位置付けて、私ども、今後この普及活動につきまして積極的に取り組んで、自給率の問題、また消費者のニーズに合う体制というものをしっかり確立してまいりたいと、このように考えております。

○小川勝也君 この若干の法改正によって普及センターの必置規制が外れていくわけであります。そして、各県や各産地が様々な新たな試みや努力をしていくというふうになっていくんだろうというふうに思います。

この後、家畜伝染病予防法なんかもこの委員会で審議することになっていますが、最近の採卵業者、経営者、これは先日農業者団体の方とお話をしたんですが、農業からちよつと離れているんじゃないか、こんな話をさせていただきました。光の当たらないゲージの中でひよこから鶏になって卵を産ませる、これは本来農家の副業だった鶏卵採卵が企業経営になっていくとそこまで行くのかということになるわけであります。規模が大変大きくなっていくわけであります。それと同じように、いわゆる農業の野菜の分野でも、いわゆるところの露地栽培、ハウス栽培とあるわけでありますけれども、水耕栽培や巨大な施設の中での野菜作りということも今研究されているわけであり

ます。私辺りはちよつと首をひねるような思いもあるわけでありますけれども、消費者が望めばそう

いった野菜も当然産品として生かされていくわけであります。新しい技術はどんどんどんどん出てくるわけでありますけれども、そういう研究もどんどんどんどんなされていいと思いますけれども、私はやはり、新たな試みをやつていくとする矢先であつても、今までの農業の歴史とか農業普及の苦しみを知っている人に例えはその新しく誕生する指導員の責任者になつてもいい、こういうふうな思ふわけであります。

新たなスタートになつても、しっかりとした知見と経験のある人がその責任ある立場に就いた方がいいのではないかと私は考えるわけでありますけれども、農林水産省の考え方を伺いたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 先ほど御答弁いたしました、これまで置かれておりました地域農業の普及センターを必置を義務付けるということであつたわけでございますけれども、今回はそれを任意の設置が可能になるということでございます。そういうことで都道府県の自由度を増しましたので、今はセンターの長を普及員ということに限っておりますが、その縛りということはこの趣旨から適当ではないと思っております。ということで、規定はしていません。

ただ、今、委員が御指摘いただきました普及事業の基本的な使命といえますか、機能といえますか、そういうものは、正に現場で農業者に接して技術支援を行つていくという、これが本来的な基本だということに思っております。そういう意味で、今回、それぞれの地域の実情なりに応じて設置される指導センター、これにつきましては、正にそういう趣旨から、そういうことが機動的に果たせるようなことでなければならぬというふうに思っています。そうなりますと、やはりそのセンターの長となれる方は、そういう普及事業の状況、それをよく知悉されておる、経験も持つておられるという方が基本的には就かれて、適正、効率的な運営をしていただくことが非常に重要ではないかと、こういうふうな思っております。

また、ちよつと付け加えて申し上げますと、今こういった新しい法制を御議論いただいております、この法案を通過させていただければ、我々としてはこの新しい法制の下でのビジョン作りといえますか、そういうようなことをやつておりまして、各県非常にいろいろな事情といえますが、それぞれの特色を生かした普及の取組がこれまでもなされております。そういうものを集大成といえますか、よく議論していただいて、新しいこの法制の下でどうあるべきかという議論も今実は併せて議論いただいております。

その中でも、こういったセンター長の在り方とか、各センター、いろいろな県によってパターンがございまして、そういうものを示すことによつてより良いものを今後この新体制の下で作つていただきたいということで、それをまた各県にお示しをしていきたいというふうに思っております。

○小川勝也君 今、局長から御答弁をいただきました。普及、指導ということに關しまして申し上げますと、やはり生産者の方々のコミュニケーション、この経験というのがやっぱり一番大事だろうというふうな思ふわけであります。必置規制が外れまして、センター長にはできる限りその経験を持つ人になつていただきたいというふうに付け加えてさせていただきます。

新たな再スタート、法改正の後の話でありますけれども、普及事業も新たな局面を迎えて、産地作りあるいは生産者の本来的な普及指導ということが求められていくというふうに思っています。情報も大変多いわけでありまして、その地域に合った農業というものも引き続き模索をしていかなければならぬわけであります。新しい法改正後の再スタートに当たつて、今後求められるその指導、普及のニーズ、どんなものが考えられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今、普及員の方は現実問題として非常に幅広い活動をされております。ただ、そういう今後非常に技術等も多様化を

し高度化をしていくと、いろいろな農業の状況も変わっていくという中で、本来の普及事業の在り方、そういうものをしっかりとらえてやつていく必要があると思ひます。そうなりますと、やつぱり普及の一番の特質は技術をベースにした専門集団であるということ、そういうことを踏まえまして、これを生かす形ということになります。これまで非常に幅広い活動をするることによつて、かつて普及員の活動が見えないといったようなこともございましたし、担い手が求める高度な技術指導に必ずしも十分に対応できていないんではないかという指摘もあつたところでございます。

そういうことで、今回の新しい法制の下で、技術の専門家集団である普及組織としてその強みを生かしていくということで、大きくは二つのニーズにこたえていく必要があるのだろうというふうな思っております。

一つは、先進的な経営体等への高度な技術革新の支援でございます。それからもう一つは、今、委員も申されたように、産地作り等、非常に幅広い関係機関等の参画、そういったものも必要だというふうな分野もあります。また、土地利用型等におきましては非常にその関係者も多いわけですし、集団的な取組も特に必要であると、そういうところのものにおきましては、正に普及が中核となりまして、いろいろ求心力といえますか、そういうコーディネーターをしていくという機能が必要だと思ひます。そういう意味で、専門的な専門知識、そういうものを生かす機能としてですが、スペシャリストの機能と今申し上げましたようなコーディネーター機能、この二つを重点化して活動していくということが正に本来普及が求められる姿であろうというところで、そういうことに重点化をしながら、よりそのニーズにこたえた対応をしていきたいというふうに思っております。

○小川勝也君 新しいニーズをしっかりと求めていくということのも大事だろうというふうに思ひます。私のこの旧来型の考えでいいですと、普及員さんの仕事というのは、いわゆる試験場との連携

が密で、この方策で生産をすると収量が上がる、生産効率が上がるという歴史だったろうというふうに思います。このことが果たしてきた役割は本当に大きなものだったろうというふうに思います。例えば水田でいうと、五俵、六俵から九俵、十俵になるわけでありまして、例えば酪農でいいますと乳量の上昇なんというのはもう目を覆うような飛躍的な数字であります。

二十一世紀にもなつて、我々の日本の経済も高度成長から安定経済へとというふうになったんで、収量アップや生産効率の上昇ということがもう余り期待できないだろうというふうに思うわけでありまして、最近のその傾向といいますが、その収量アップや生産性向上の現状と、これからどうなるだろうかという予測について伺いをしたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 普及が果たしてきた役割、これは正に発足以来、いろんな、様々な時代の流れの中で最大限の力を發揮してきたというふうには思っておりますが、例えば稲作につきましては、戦後は正に食糧を増産しなくちゃいけないということで、基本技術を向上させる、あるいは耐寒性品種を導入する、その後はまた機械化なり共同化、そして最近では直播の技術等がございます。それからまた、野菜、花卉につきましては、ビニールハウスの導入によります促成・抑制栽培、あるいは周年栽培の技術、また果樹におきましては矮化技術や棚仕立ての技術等、非常にこの農産物の生産性の向上、それから低コスト化ということで、非常にそういうことに特に推進をしてきたと思っております。

ただ、昨今の状況でございますが、非常にこの国民の関心は量よりも質、特に食の安全、安心というところが非常に重要に特に近年はなつてきております。そういうものにとどうやって対応していくかということが、今後は、もちろん品質向上、生産性向上も必要でございますが、そういった食の安全、安心に係る技術といったものが今後はより重点を置かなければならないというふうに思ひます。

ておりますし、非常に改革のスピードがテンポアップしております農政改革、そういうものの推進を側面的にも支援していくような普及事業でなければならぬというふうに思っております。

○小川勝也君 様々な観点から、改正後の再スタートがうまくいくように、様々な観点で応援をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、青年就農促進の法律に関して質問をしたいと思ひます。

様々な課題が我が国農業にもあるわけでありまして、一つは、耕作放棄地が増えているのはいかというところ、そしてもう一つは、後継者が不足しているのではないかとこの点であります。

これもいろいろケースを考えてみますと、特に北海道のような専業地帯と府県の兼業地帯とは状況が大きく違うんだらうなというふうに思ひます。

やはり難しいというふうには思ひますけれども、専業地帯での後継者不足、あるいは耕作放棄地の問題のありようはどういう具合なのか、そして、兼業地帯でいうと、農地の集積という問題も加わって、あるいは後継者がいない場合の方策も、先祖伝来の土地ということからしますと大変難しい問題があるというふうには思ひます。

ありますけれども、今私が申し上げました様々な課題について、専業地帯、兼業地帯というふうに分けて御答弁をいただければと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) いろいろ今申されたように、北海道、九州のような専業地帯と都市周辺を中心とします兼業地帯、これではやはり課題もかなり違つております。データの点で見ますと、後継者の問題でございますが、むしろこの北海道とか九州、こういうところの方が農業後継者がいない比率が高くなつております。こういうことはあります、一方で、農外からの新規参入者というのはいくつというやっぱり農業地帯が多いという、こういう特色がございます。そういう特色を見ながらやっていかなくちゃいけないと思ひます。見まして、特に農外からの就農は、農地の問題、

農地を取得する問題、それから技術の問題、それからやっぱり資金の問題、それからまた農村に溶け込むということと住居なり住まいの問題、こういうのがいわゆる四つのハードルと言われておりまして、そういうものをできるだけ少なくしていく。それから、今回農業法人を経由してといいますか、いったん就職と、これが非常にそのハードルを低くするというのに役立つと思ひますので、是非今回の法律改正を認めていただいて、これに基づいて強力にそういった形態でのやつもやっていきたいと思ひます。

それから、農地の集積もその担い手と正に直結する、リンクする問題でございます。やっぱり後継者とか担い手がいないと、そこに集めるということのあれが進みません。特に都市周辺の兼業地帯であります、その中核となるような担い手がいないということでございまして、先回の基盤強化促進法で改正しました集落営農的なものもしっかり担い手として位置付けていくという法改正もさせていただきまして、今、水田農業ビジョン等各地で議論が行われておりますけれども、そういう集落営農の取組も含めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思ひます。

○政府参考人(太田信介君) 耕作放棄地の解消の関係でございますけれども、平成十二年の農林業センサスによります耕作放棄地面積、全国で二十一万ヘクタール、これが平成十五年では傾向としては若干減少傾向にあり、それでも一万四千ヘクタールということでございます。耕作放棄地率の割合につきましては、同じく平成十二年度農林業センサスで、全国で五・一%ということでございますが、やはり地帯別に若干の差がありまして、平地では三・二%ですが、都市的地域では五・八%、中山間では七・一%というふうな、そういう状況にございます。

そうした中で、それぞれの特性に合った対応が必要だというふうに考えておられて、特に北海道、九州等の専業農業地域におきましては、優良

農地を確保し、耕作放棄地の発生を抑制するという観点で、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積、基盤整備事業の実施、あるいは中山間地域におけます農業の生産条件の不利を補正するための直接支払の実施等を進めておるわけでございますが、耕作放棄された農地につきましても、農業経営基盤強化促進法に基づきます遊休農地所有者などへの指導、あるいは中山間直払いの活用などを通じて再活用を進めております。

都市周辺におきます農業は、消費地に近い有利性を生かしました野菜、花等の供給、緑地空間としての安らぎの場等の別の面の役割も果たしております。そういった意味で、耕作放棄地対策にも資しますように、都市農業支援総合対策事業というものを進めまして、これによります農業者と都市住民がともに入った都市農業振興ビジョンを作つていただく、そしてこのビジョンに即して、ボランティアなどによります農作業の応援などを支援するとともに、簡易な基盤の整備などを進めておりますが、最近では、構造改革特区制度の活用によりまして、農業者によります市民農園の開設等を進めておりますが、いずれにいたしましても、現在行つております食料・農業・農村基本計画の見直しの中で、担い手・農地制度の改革の検討を進めております。耕作放棄地対策も当然その大きな視点の一つであるというふうに認識して対応してまいりたいと考えております。

○小川勝也君 この青年就農促進の法律というのは、農外からの参入者をもってこの危機的な状況を何とかしようとする法律だらうというふうに思ひますけれども、大変未来は厳しいというふうには私は見ているわけでありまして、農業人口の中で高齢者の占める割合が高くなつてくる、そして耕作放棄地も増えていく、そして新しく参入する人が、今お話にもありましたように、野菜とか花卉とかたくさん農地を必要としない農業に参入していく。そうしますと、計算がだんだん合わなくなつていくわけでありまして、そして、私は自分の思いの中で、できれば農業というのは家族農業を

主体とした姿が理想的だと思っているわけであり
ますけれども、このままの数字の変遷をたどつて
いくと、法人とか企業がその農地に対する耕作を
していないと計算が合わない時代が来るのかな
というふうに考えているところであります。

そして、こうすればいいじゃないかと、こうすればいいんだというふうに確固たる考え方を残しながら今のところまだ持ち合わせていないわけでありますけれども、私のそういった危機感、今の農業人口あるいは高齢者、高齢化率、そして担い手、後継者、この問題はちよつと大変な問題だらうというふうに思いますけれども、局長お二人の認識はいかがでしょうか。

○政府参事(川村秀三郎君) 非常に農政の一番の課題と言ってもらいたいと思います。高齢化が非常に進んでおりまして、今後十年間で非常に、昭和一けた世代のリタイアも予測されるということと、この担い手をいかに確保していくかということは極めて重要な課題であろうと思っております。

現在 基本計画の見直しの中でも、この担い手問題しっかり取り組ませていただいておりますけれども、我々としてもこの新規就農、特に新しい方がどんどん入ってこられるという状況を作っていく、それから、今申し上げましたような、いろんな入る場合のハードルというのがありますので、それをできるだけ低減していくと、こういった取組をしていきたいというふうに思っております。

○政府参考人(太田信介君)　そうした人の確保とともに、生産の一番基本となりますし、また多面的機能の發揮のベースともなります農地や水等の基本資源、これを本当にどのように確保していくか、この耕作放棄地の問題と併せまして十分検討していかなければならない問題だと認識しております。

○小川勝也君 今この法律改正の中で、できるだけ農外から意欲のある青年を農業にということだろうというふうに思いますが、私はまだまだ依然としてその間口は狭いというふうに認識をしています。

ます。そして、農地法の理念もよく理解しています。つもりでありますので、あだやおろそかにいろんな人に農地を任せるわけにはいかないという考え方もよく理解できるわけあります。大変難しくても悩ましい問題であるというふうに認識をするわけでありますけれども、農地というものがどういうものなのかというふうに考えると夜も眠れなくなるわけあります。

例えば、先ほど申し上げましたように、国民を飢えから守るための農地でありますので、一〇〇％私有で、あるいはその考え方でいいのかどうかという悩みがあります。法律を一つ一つ読みますと、農地解放を経由をいたしまして、自作農がその農地を所有するというふうにな民法上なっているわけでありませうけれども、だとすれば、なぜ例え土地改良事業に多くの税金が投じられるのか、それはやはり国民の公共財としての農地という考え方があからだらうというふうな考え付くわけでありませう。

そして、憲法の中で職業選択の自由というふう
にうたわれているわけでありませうけれども、例え
ば私の話で恐縮ではありますが、私が卒業いたしま
した中学校、半分以上は農家の子弟でありまし
す。それで、特に農家の長男坊に生まれたら、そ
のまま何のプロブレムもなく農業に就農できるわ
けであります。しかし、たまたま農業以外に生み
れた子供が農業をやるんだというふうに言つて
も、これは大変な騒ぎであります。農地を取得す
るためにどんな苦労があるのか、農業を研修する
ための道が今少しずつ用意をされてはいますけれ
ども、大変な道のりだろうというふうに思いま
す。

大変哲学的な問題であり、農地法というものが何なのかという問題もありますし、国として農業をどう考えるのかという根幹にもかかわる問題でもありますし、今問題提起をさせていただいたように、農業人口の高齢化率や耕作放棄地、様々な問題を併せて、農業と新規就農と農地、どのよう

してみたいと思います

○国務大臣(亀井善之君) 農地、国民に対する、先ほど来鋭意申し上げておりますとおり、食料の安定供給、そしてさらに国土や環境の保全、こういう面で不可欠な基盤であるわけであります。土地改良あるいはまた農地の利用集積、農地の保全、有効利用を図るということは非常に重要なこと、このように認識をしております。

また委員今も御指摘がありました。農地の取得の際の権利の移動の問題、農地法の枠組みの中で一定の要件が定めておるわけですが、これらの要件は、農家の子弟であるかあるいは農家からの新規参入者であるかに問わず、自ら農地の権利を取得する場合にあつては同様に適用するということとしておるわけであります。

しかし、農外からの新規参入につきましては、親が農地等を有している農家の子弟と異なりまして、農地の借受けやあるいは購入、こういう面では大きな労力また費用を要するわけであります。非常に問題があると。しかし、これらの問題につきましては、新規参入者に際しましては、取得希望者につきまして農地情報の提供や相談窓口を設けたり、あるいは農業委員会におきます権利調整の活動の実施等を行つたりしております。あるいは農地保有合理化法人によります農地の貸付けであるとか売渡し、あるいは農地等の取得に必ひ必要な資金の貸付け、こういう各般の施策を進めておりますけれども、なかなか難しいところであります。

今、この担い手あるいは農地制度の問題、食料・農業・農村基本計画の企画部会におきましてこの農地制度の問題等につきましていろいろ御議論をちやうだいしておるところでもございます。そういう中で、いろいろ高齢化の問題あるいは耕作地の問題あるいは農業の内外からのいわゆる参入、意欲ある人たちがどう農業に参入できるかと、非常に難しい問題があるわけであります。現在そこでいろいろ御議論をいただき、何とか平成三年三月までに一つの考え方をとおまとめいただきます。

すとして、基本計画を見直しをした。分けて見ると、まず第一として、すとり、農業、農地、これは本当に国民の食料の安定供給の基でありますし、環境、あるいはまた水、土地等の問題、国土、こういう面での重要な役割を果たすわけでありますので、その対応を図つてまいりたいと、こんなように考えております。

○小川勝也君　質問をさせていただきましたけれども、大変これは難しい課題だろうというふうにも思っているところであります。できれば、意欲があつてやる気があつて能力がある人ではできる限り就農の道を広げていただきたいというふうにも思ふわけであります。私も、残念ながらもう青年ではありませぬけれども、農業に深い思いを持つて、いつか参入したいと思つている一人として、お願いをしたいわけであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、農地法の考え方もこれ大事でありますので、あだやおろそかに適当に農地を任せるというわけにいかないということも重々承知をしているところでもあります。今、特に北海道なんかは大いなる不景気でありますので、特に、戻るところがあるというのは大変大事なことでもあります。農地解放以前の農業者はこれまた大変だったろうというふうに思います。無産党なんという党もあつて、今サラリーマンの子弟はみんな無産党に近いわけでありますけれども、農地があるというだけでもこれは大変なスタート地点が違うわけでありますので、そのことも踏まえまして、ちよつと最後の質問に入りたいわけでありますけれども。

この意欲あるいわゆる青年にあるいは農外から就農していただきたい。さもないと、先ほど申し上げましたように、農業人口のバランスも崩れ耕作放棄地もちらほら増えてくる。そうなるとうなるかといいますが、今もウスタートいいたしきしたけれども、農業生産法人とか株式会社の資本参入などという形になってまいります。そうしますと、家族経営でいいですと、リスクの分散とか、あるいはいわゆる農業機械とか資材の購入等

で、様々、法人経営に比べてコストパフォーマンスが悪いわけであります。

例えば、農地を集積して百ヘクタール、トマトのハウスを作る、そういうふうなことがもし実現したとするならば、相当コストを下げるができるかと思ひます。アメリカの中にはそういう農業も出現しているというふうに思ひます。そうしましたら、これは最後は資本力であります。きちっとした施設を作る、それからいわゆる減価償却費をうまく使つて、必要な機械、資材を整える、有効に利用する。そうしますと、市場価格を押し下げるといふ、こんなメリットが出てきます。これは必ずしも消費者にとつては悪いことではありません。

今、いわゆる流通とか量販店とかスーパーマーケットをめぐる、野菜を始めとする農業生産は確実にその方向に向かっています。産地化、ブランド化、そして集積によるコスト削減、そしてそこに海外の生産拠点というもう一つの変数も加わってくるわけであります。

そうしますと、例えば、私はスーパー小川チェーンから頼まれてトマトだけを作る。万が一、病気とか様々なアクシデントのときには補償契約も結ばれている。そうすると、トマトに使わない機械や薬は、肥料は一切買わなくていい、連作障害の話は別にして、これをやるわけであります。そうすると、トマト一個当たりの値段がどんどんどんどん下がってくる、これが今行われていることだろうというふうに思ひます。そうしますと、いわゆる資本のあるグループとグループが戦う、生産地と生産地が戦う、生産者と生産者が価格競争をする、生産法人と生産法人が価格競争をするというあたりの中で、いわゆるところの伝統的家族経営がどんどんどんどん苦しくなつていくわけであります。

後継者不足というの一言で片付けられると言ふ人がいました。これは農業も漁業も同じであります。なぜ後継者がいないのか、それは収入が安定的に得られないからであります。例えば、羽田

委員の地元のある村ではしっかりと後継者が育っています。それはお金が得られるかどうかなんです。

そういうことを考え合わせますと、せっかくいろんな工夫をしてきたけれども、やっぱり大手資本やでかい生産法人にはかなわないということになつていくとするとすれば、いや、こんなつらい仕事は息子に任せられない、これじゃ帰れないという、いわゆるところの悪循環になつていくんじゃないかと思う。農業生産法人の参入も株式会社の資本参入も必要なことだとは思ひけれども、大変難しい課題の中に我々はいるんだろうというふうに思ひます。最終的にこれを決めるのは消費者でありますけれども、本心に農業がその姿に向かつていくということだけでいいのかどうか、これは少し大きな問題として大臣に提起をさせていただきますというふうに思ひます。

新たな思いを持つて農外から青年が参入するというのは大変美しい話でありますけれども、そういった難しい状況にあるということも御認識をいただながら、大臣に一言御感想をお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) いろいろ新規農業者あるいはまた株式会社社の農業への参入と農地の取得、こういう問題、これはやはり農業、農村の現場でいろいろ懸念をされることもいろいろ承知をしております。やはり家族経営、今、委員からも御指摘のとおり、家族農業経営、こういうものを中心に地域ぐるみで農業が行われている、こういうわけでありますので、そういう面で、やはり農業、これは何といつても、土地、水利の問題、集落でのいろいろの協力関係、こういうものがあるわけでありますから、そういう面での混乱、こういうものが引き起こされるんじゃないだろうか。

もう一つは、株式会社等々の農業の問題も、あるいは若干投機目的で土地を、あるいはまた、もう一つは産業廃棄物等々、そこに土地を取得をして不法投棄をするというようなこと、適切に土地

の利用が行われるかどうか、こういう問題。あるいは、いつ耕作から撤退をする、そういうことで採算が合わない、こういうことになりまして、その辺、撤退、そうなりますと遊休の農地になつてしまつと、こういう心配があるわけであります。

それらを含めて、先ほど来いろいろ委員からも御指摘のとおり、非常に難しい問題、農地制度の問題、また新規の問題等々含めて、非常に難しい問題と。これ、やはり何といつても、私は、担い手、本心にやる気と能力のある農業者、これを後押しをすることを進めなければならぬ。そういう面で、担い手、あるいは新規参入の問題、さらには農地制度の問題、これは先ほど答弁を申し上げましたが、食料・農業・農村基本審議会の今企画部会でのいろいろ御提供も、資料を提供し、ちようど今議論を進めていただいておりますところでもございます。その御議論を十分参考にして対応を、非常に難しい課題でありますけれども努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業委員会の関係でございます。今回の改正におきまして、農業委員会が中心的な役割を果たす必要のない業務、例えば病虫害の防除の業務なども今明記をされておりますけれども、こういったものを廃止をいたしまして、今後の農業委員会の活動を担い手に対します農地の利用集積、それから耕作放棄地の解消、法人化の推進、こういった農地それから経営対策に重点化を図るということにしております。

経営支援三法については、質疑、参考人質疑というところで三回目のバツターであり、昨日は決算委員会の場でも、農林水産予算の在り方また二十一世紀の農業の在り方について、大臣また農水省とも議論をさせていただきました。国民の税金で事業を行うとき、それが将来、国民のためになるんだという、そして農業者のためになるんだという確信を持つて行っているのか、あまいな考えの下、ある一部の利権につながるような方向を打ち出しているのではないか、自問自答しながら事に当たっていただきたいということをつくづく感じた次第であります。

それでは経営支援三法について、先日の参考人の皆さんの話を聞かせていただいたところで、私の場合は細かく改めて確認をさせていただくような質問をさせていただきたいと思ひます。

先日、鹿児島県からは中金農業委員会会長に参考人として来ていただき、女性の農業委員会会長としての取組等、農業委員会の活動が地域で見えにくいと言われている中で大きな役割を果たしていただいているということを感じました。私が国政に出させていたで一貫して言ってきた幼稚園、保育園、小中学生時代の農業体験の必要性、中金参考人も、各学校区ごとに遊休農地や荒地などを活用して食農教育と高齢者の生きがいづくりを推進して、農業を引退した高齢者に指南役を務めてもらい、子供たちに農業体験をってもらう、また、加工グループで働く女性たちが安定収入を図れるよう農場産品を使った加工品の販売、消費者との交流によつて農業への理解を深めていきたいというような決意も述べられましたし、取組をされているという話でございました。

て、このちよつと文言の修正といいますが、「けいもう及び宣伝」ということが現代風でないの
で、「情報提供」という形で用語が改められてお
ります。これは改正後の第六条第二項第五号で
ございます。

この情報提供の一環として、正に農業委員会
としての農地に関する、あるいは遊休農地情報、そ
ういったものがございまして、これまでのつな
がりもございまして、この規定を根拠に引き続
き体験学習でありますとか消費者とのつながりに
関する業務というところを実施していただくこと
を期待しているところでございます。

○羽田雄一郎君 もちろん、本来の業務、大変重
要であると思ひますし、今も確認をさせていた
だきました。農業委員会の役割は大変大きな重
要なものでありますし、大切であるというふう
に考えております。

そこで、業務、活動を客観的に評価する制度等
が必要になってくるのではないかとと思ひますが、
いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の農業委員
法の改正を検討に着手しました際、いろいろ御
意見もお聞きをしたところでございます。そうし
ますと、今現時点で三千程度あるわけでござ
いまして、農業委員会、これが必ずしもすべて
が非常に活発に活動してないわけではないとい
う御指摘がありました。もちろん、非常に優秀で、
その地域に溶け込んで、正に尊敬を集めるよう
な、敬意を集めるような活動をされているところ
もあるわけですが、必ずしもそういうところば
かりではないのではないかという御指摘があつたこ
とは事実でございます。

そういうことで、余にも業務が広がり過ぎて
いるといったようなこともありましたので重点化
も図つたということでございますが、今後やはり
本来果たすべき役割を十分に効果的に発揮して
いただくということでは、一つの問題として、
問題といひますか課題として、都道府県段
階の農業会議というのがございます。ここが従

来、いろんな先進事例等を紹介しながら農業委員
会に対していろいろ指導もしてきたところでござ
います。

今回の改正で、特にこの協力の中身に都道府県
農業会議の農業委員会に対する助言ということも
盛り込んでいただきました。こういった、規定
がすべてということではございませんが、これに
表れるような形で、今後県の農業会議も十分この
評価については力を発揮していただきたいと思
っております。

私たちとしては、行政といたしましても、この
農業委員会に対します活動評価手法、こういった
のをどうやっていくかということ、実は今年
度、二億八千四百万ほどの予算の中でこの評価に
ついても措置をするということでございまして、
今後こういった評価も活用しながら農業委員会の
業務の活動が活性化するということを期待して
いきたいと思っております。

○羽田雄一郎君 中参事参考人は、我が長野県に次
いで女性農業委員の数は全国二位となつたとい
うこと、しかしまだまだ女性自身の理解も乏しいよ
うだということも話されておりました。

女性の割合は全国でいへば三・九%にすぎず、
女性農業委員について理解を深め、全国に輪を
広げていくためにはどうしたらいいかと、どうし
たらいいと考えるか、お答えいただければと思
ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業委員会系統組
織では、これまでも、女性でありますとか青年農
業者、こういった方々の選挙委員への立候補を促
進すると、あるいは選任委員という制度もござ
いますので、これにつきましては議会の推薦をで
きるだけこういう方々にお願ひをするといったよ
うなことでの自主的な取組をされております。

この結果、平成十一年と十四年を比較いたし
ますと、正に女性が倍増するといったような状況
でございますけれども、今、委員が御指摘され
たように、絶対量としてはまだまだ四%未満とい
うことで非常に低いわけでございます。今後、格段の

努力が必要だということだと思ひます。

そして、今後の取組でございますが、今、系統
組織は改革プログラムということで自主的な取組
をされておりますが、その中で、農業委員会当
たり複数人の女性委員を目指すということで目標
掲げておられます。我々としてもこれを全面的に
応援をしてまいりたいと思つておまして、そ
ういう正に自主的な取組、また女性の意識改革とい
うことも必要でございます。現に委員になられた
方々が本当によく今活動されておましてPRも
されておりますので、そういう方々が集まる機会
とか、そういうものをよくオーガナイズしてま
いりまして、強力にまたこれを進めていきたいとい
うふうに思っております。

○羽田雄一郎君 女性の中には農業委員になるた
めには議員にならなくちゃいけないんじゃないか
というように思っている人もまだ多いという
ようなことも参考人は話されておりましたので、
是非理解を女性自身が深められるようにしてい
たいなと思つております。鹿児島のように、
県女性農業委員の会というものを作り、情報や
アイデアの交流やシンポジウムの開催により、知識
や資質の向上、さらには全国ネットに発展してい
くことが大切であるというふうに考えておりま
す。

そんな中で、正式な委員ではなくてボランティア
的な役割を果たす協力員についても、身分や処
遇の改善、女性の活用、もつともっと入りやす
いではないかという話も参考人からもございま
した。

もつと女性の活用にも努めていくべきだと考へて
おりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今後、市町村合併
等が大幅に行われるということで、農業委員会の
区域が大幅に拡大するということが考えられま
す。その一方で、農業委員会組織のスリム化、こ
れが求められております。

こういった状況を踏まえまして、農業委員会委
員数の減少等に対応して、市町村等が農業委員会

の活動に協力する者を独自に設置して、今申され
た協力員という形でされております。

今後、正にきめ細かい、地域に密着したとい
いますか、そういった活動をしていく上では、こ
ういった協力員というのは非常に有効な一つの方
策ではないかというふうに思つておまして、私
ども、今回の予算におきまして、こういった協力
員の方々の研修でありますとか農業団体との意見
交換会、こういったものに対しまして予算措置を
しておまして、これまで以上に地域の声を反映
した活動が行われるようにというふうにしてい
きたいと思ひます。

そして、特にこの協力員に、今御指摘ござい
ましたように、女性がまず登用されて、そして
また本委員にも行く行くはなつていただくとい
うことも非常に有効なルートではないかという
ふうに思ひますので、そういう観点も踏まえなが
ら今後更に取組を強化していきたいと思つてお
ります。

○羽田雄一郎君 それでは、次に行かせていた
だきたいと思ひます。

農業改良助長法の一部を改正する法律案の中
で質問をさせていただきますが、高度で多様な二
次及び三次地域農業活性化への対応をしつかり
行うためにも、この普及センターというのが中心
的な役割を担う本部となつていくような必要があ
ると思つておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) これまで、地域農
業改良普及センターということで、都道府県を管
轄区域で細断をしまして、それごとに管轄地域
を訪ねましてやるという体制で来たわけでござ
います。

しかし、これでは余にも非常に固定的で柔軟
性に欠ける、それからまた機動的にも対応でき
ないということで、今回、そういう義務付けは行
いませんが、その活動の拠点として普及指導セン
ター、こういったものが置けるという形にして
おります。そして、この普及センターは必ずしも
オーラウンドにやるということではなくて、その課

題に應じて、産地作りでありますとかあるいは特定の目的を持ってやるとか、あるいは試験場との連携をやるとか、そういう対応は今後可能になると思います。

正にそういう、普及事業は人で成り立つておりますけれども、そういう人が活動の拠点となるそういうセンターというものがやはり現場で必要だというふうに思っております。

○羽田雄一郎君 それでは、今までお答えをいただいております二法案について、共通する質問をさせていただきます。

地方分権の掛け声の下、交付金の削減や一般財源化が言われております。今後ともしっかりと堅持すべきとの声が、中釜、種本両参考人からもございました。そしてまた陳情の中でも大きいわけでありまして、どう考えているか、大臣からお答えをいただければと思います。

○国務大臣(亀井善之君) まず、農業委員会の交付金、これは、市町村から独立した独自の財政基盤を確保して、農業委員会の業務、これは全国的な公平性あるいはまた統一性、客観性、こういうことを確保するわけでありますから、国からの財政的措置として重要なことであります。

また、協同農業普及事業交付金、これにつきましても国と都道府県が協同して行くと。そしてさらには、普及事業の必要性、これは、先般来答弁をしておりますとおり、必要最低限の水準を確保し、さらには国内全域にわたりますでの食料生産に関する国の責務でもあるわけであります。そういう面で、国からの財政的な措置、これはもう大変重要なことでありますし、この堅持のために努力をしまいたい、このように思っております。

○羽田雄一郎君 次に、中園参考人からも言われておりましたけれども、担い手政策の観点からも農業委員や普及指導員に大きな期待を寄せていると、こういうふうにも中園参考人も言われておりました。新たなニーズに対応するために充実を求められていますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) まず、農業委員会につきましては、正に担い手の育成、特に担い手への農地の利用集積、それから法人化など、正に構造政策の推進という本来担うべき業務、こういうもので実力を発揮していただくということの期待が非常に高いというふうに思っております。

系統自身もこの系統の改革プログラムというところを見直すということを想定されておりますので、今申し上げましたような期待される機能、こういうものが十分に発揮されるような取組をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

それからまた、普及事業、これにつきまして、いろんな食料、農業、農村をめぐる課題、これは多様でございますが、非常にその普及がその存在意義を十分に示し、そして効果を上げていくということが必要だろうということでございます。

その中でやはり二つの重点、一つは、担い手に対します高度な技術革新へ対応し得るような体制になるということ、それからもう一つは、土地利用型を中心としますような、特に地域農業のコーディネート役としての役割、この二つが非常に期待をされているということだと思っております。この重点化したものに即してしっかりと対応が今後図っていかれる必要があると思っております。

○羽田雄一郎君 最後の質問にさせていただきますと思いますが、農業のイメージの変化や就職率という感覚が変わってきているという話の中から、情報を全国で共有しアクセスしやすくするネットワークの必要性についてどう考えるか。ハローワークとか教育機関との連携が重要であると考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 昨今、非常に農業に對しまして、やりがいを実感し得る魅力のある職業としての農業という認識が非常に多くなっているというふうにも思っております。こういう方々、チャレンジ精神に富んだこういった新規就農者を内外から集めていく、農業の内外から集め

ていくということでは、正に今申されたように、就農に関する情報、いろんな情報が非常に迅速に、かつ適切に取得できるということからいたしますと、この情報のネットワーク化というのは正に不可欠のことだろうと思っております。

特に、雇用全般を担当されておりますハローワーク、こういった組織との連携ということでは、既に、私どもの新規就農相談センターとハローワークのホームページを相互にリンクをすること、それからハローワーク内にも就農等の支援コーナーというものを各県に設置をしていただいていると、それからハローワークの出先機関である学生の職業センターにおきましても大学への農業法人の求人情報等を提供していくということも必要だろうということでは、既にスタートをしてございます。

今後とも、こういった取組を充実させていくということが必要だろうと思っておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○羽田雄一郎君 以上です。

○千葉国男君 公明党の千葉国男でございます。去る十一日の前回の委員会では、自給率の問題、農業委員会改正法案についてお伺いをいたしました。本日は、農業の構造改革に関連する直接支払の問題、また、十三日の参考人質疑を踏まえまして、農業改良助長法、青年就農促進法についてお伺いしてまいりたいと思っております。

現在、日本では、グローバル化と世界的な自由貿易の推進の中で我が国の農業の構造改革が急がれております。特に直接支払の導入につきましては急がれるべき問題だと思っております。既にEUでは大幅に直接支払政策にシフトをしておりますし、また、今後、FTA、WTO農業交渉の状況いかなんでは我が国農業の状況はかなり厳しくなると思われま。

こうした状況を踏まえまして、食料・農業・農村基本計画の見直しの中で、特に担い手に対する直接支払についてどのような検討がなされているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(小林芳雄君) ただいま、私も、来年三月に向けてまして、新しい食料・農業・農村基本計画の策定の検討を進めております。これにつきましましては、WTO、FTA、こういったいろいろな国際交渉がございますが、そのいかにかわらず、まず、国内農業における構造改革の立ち後れ、あるいは農村の高齢化の進行等のこういった情勢を踏まえまして農業の構造改革の加速化を図る、これが急務だろうということでは取り組んでいただいております。

その中で、諸外国の直接支払制度も視野に入れたら、一つは、諸外国との生産性格差が大きい畑作あるいは水田作を対象といたしまして、従来の個別品目ごとの価格支持的な政策から担い手に対する品目横断的な政策へ移行するということを含めまして、施策を担い手へ集中することを基本といたしまして、競争力の強化に向けた農政の展開方向を見定めたいということで検討を急いでいるところでございます。

○千葉国男君 今お話のありました現行の品目別政策は、毎年の生産に関連した支払ということでは、いわゆる黄色の政策となっております。WTO交渉の結果次第では大幅に削減していかねばなりません。品目横断的な政策を導入するに当たっては、黄色の政策、緑の政策のメリット、デメリットを十分に検証をした上で、極力緑の政策に転換していく必要があると考えます。どのように検討されているんでしょうか。

○政府参考人(小林芳雄君) 品目横断的な政策でございますが、今申しましたように、担い手に支援を集中化するということと併せて、国際規律の強化の流れ、これを踏まえまして、政策の安定度を確保して担い手の経営安定に対する安心感を付与したいという、こういう観点もござります。

御指摘のように、極力WTO農業協定上の緑の政策として検討することが望ましいと考えておりますが、一方で、この緑の政策とした場合に、例えばアメリカとかEUにおきます直接支払制度を見たときに、過去の作付面積のみを基準とする

直接支払、これを我が国に導入するとした場合にはその年々の生産量でありましか品質などの生産実績が反映されにくい、こういった課題もあるわけでございます。

したがって、今後、品目横断的政策の検討に当たりましては、この緑の政策を目指すことに加えまして、一つは、耕作放棄とか捨て作りの発生を防止して国内生産を確保していくということ、また二つ目は、担い手への農地の利用集積に対するインセンティブを付与する、こういった構造改革の加速化に資するような観点、こういったところも十分視点として考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○千葉国男君 いずれにいたしましても、緑の政策の中で我が国として農業生産をより効率的に進め、担い手の経営を支援するために全力で取り組んでいかなければならない、こういうふうに思っております。

しかしながら、担い手に支援する、集中する一方で、多面的機能や農業環境の保全、増進を図ることが極めて重要であると思われまします。食料・農業・農村基本計画の見直しの中で、環境や農地、水等の資源保全に対する直接支払についてはどのように検討されているんでしょうか。

○政府参考人(小林芳雄君) いわゆる食料・農業・農村基本計画の見直しの中の一環といたしまして、これからの農村構造の変化とか、あるいは構造政策の進展に対応いたしました新たな農地、農業用水等の保全施策、この確立などに向けた検討も進めているところでございます。

この考え方といたしまして、具体的には、食料供給基盤の維持とそれから多面的機能の発揮を確保する必要があるということでございます。そのときの観点として、一つは、これまでの整備を主体とするものから保全管理に重点を置いた施策体系への移行、それから二点目としまして、環境保全を重視した政策体系への移行、また三点目としましては、地域の取組を基本として多様な主体が参画し得る柔軟な仕組み、こういったようなこ

とを基本的な考え方として検討を進めることとしております。また、これと併せまして、農業生産活動におけます環境負荷の低減につきましても推進施策を検討していく方針であります。

こういった施策の確立、推進に当たりましては、環境、資源の保全状況とか、あるいは条件が地域によって多様でありますので、こういったところを十分踏まえまして、様々な施策手段の選択と組合せの方法、それからさらには国、地方公共団体、あるいは農家等との役割分担、こういったことについて基本的な考え方を整理する必要があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから十分な国民的理解を得ながら、構造改革との連携、整合性を持った施策体系となるように検討してまいりたいと考えております。

○千葉国男君 この直接支払の導入につきましてはその財源が大変問題と言われ、その必要財源は場合によっては一兆円とも二兆円とも言われているわけでありまします。

担い手、環境、資源政策のそれぞれの対応する直接支払の導入に向けまして、この大事な財源はどのように確保していくつもりなんですか。

○政府参考人(小林芳雄君) 今般の農政改革におきます施策の具体的な内容は正にこれから検討するところでございます。現段階で所要額でありますとか財源についてなかなか申し上げにくい段階でございます。

ただ、私ども、一般的に従来からも様々、その政策展開に当たりましては、まず農業関係予算の徹底した歳出の見直しを進めるといことで、言わば無駄なものは廃止し、必要なものに重点化していく、こういった基本的な考え方に沿って対応していくことが必要と考えております。

○千葉国男君 大臣にお伺いいたします。今問題になっておりますこの直接支払制度につきまして、是非、導入を、強化を図っていくべきだと思っておりますが、大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(亀井善之君) 現在、食料・農業・農村基本計画の見直し、その中で品目別の価格あるいは経営安定対策、こういった中で、意欲と能力のある担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行、このことを中心に我が国農政全般につきましても改革方向について検討を進めておるところでございます。

そういう中で、やはり国内的には構造改革の強力な推進、需要に応じた生産、このことが強く求められておるわけでありまします。さらには、対外的には国際規律の強化にも対応し得るような政策体系の構築が求められておるわけでありまして、諸外国の直接支払の制度も視野に入れて、競争力の強化に向けた農政の展開方向を見定めていきたい、このように考えております。

また、担い手の経営に対する支援策の検討と併せまして、やはり食料供給の基盤の確保と多面的な機能の発揮の観点から、環境や農地やあるいはまた水等の資源の保全、あるいはまた増進する政策体系の整備を検討していくところであります。これらを一体的に取り組んでいき、そして食料の安定供給や多面的機能の発揮といった基本法の理念の実現を図ってまいらなければならぬわけでありまします。

この政策の展開につきましては、拙速を避けつつ、極力早期に政策転換が図られるようにスピード感を持って改革を進めてまいりたいと、このように考えております。

○千葉国男君 今、大臣の決意を聞かせていただいたんですが、全く逆方向にありますが話が飛び出してまいりました。十三日のマスコミ報道によりまして、突然、財務省方針として、生産条件が不利な傾斜地など中山間地の農業生産者に支給するこの直接支払について、二〇〇五年度予算で廃止や大幅縮小を検討しているとの報道がなされました。この件についてどう思っておられるのか。

また、農水省では、中山間地の直接支払について、五年目を迎え、効果の検証がなされているわけですが、その実施状況及び効果と十七年度以降

の対応方針についてお伺いをしたいと思います。○政府参考人(太田信介君) 委員御指摘のマスコミ報道につきましては、財政制度等審議会から財務大臣あてに行われた建議に関するものであるというふうに承知をいたしております。

この中山間地域等直接支払制度につきましては、平成十二年度に発足し十六年度までの五年間ということになっておりますが、発足時から五年後に制度の検証及び課題の整理を行うこととされておりまして、中立的な第三者機関であります中山間地域等総合対策検討会におきまして、三月から現行制度の検証を開始し、四月には第二回目の会合も持ったところでございます。

本制度は、食料・農業・農村基本法に国が行う基本的施策というふうに位置付けられておりまして、耕作放棄等により多面的機能の低下が特に懸念されております中山間地域等におきまして農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援を行うことなどによりまして、多面的機能を確保する観点から実施しているものでございます。

また、これまで地方公共団体等から十七年度以降も本制度を継続するよう多数の要望が寄せられております。先般の農林水産大臣主催によりまして都道府県農林水産主務部長政策提案会におきましてもそうした提案が多数出されたところでございます。

この財政制度等審議会におけます建議は、中山間地域等直接支払制度のみならず、様々な分野におきまして見直し時期の到来しているものなどにつきましても財政運営の観点から考えが示されたものというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、本件につきましては、先ほども申しました地方公共団体等からの制度継続の提案に限らず、中立的第三者機関であります本検討会における検証などを踏まえまして、広く国民的理解を得ながら来年度予算の概算要求時までに省としての考えを取りまとめていきたいというふうに考えておりますが、現在段階でのそ

の実施状況等の御質問もございましたので、それについても御説明をさせていただきたいと思ひます。

平成十五年度までの見込みによりますと、この制度で千九百六十市町村におきまして三万四千の協定が締結され、対象農用地の八五%に当たります六十六万ヘクタールの農用地におきまして農業生産活動等の継続により耕作放棄が防止され、多面的機能が確保されている状況にございます。

各地域におきましては、集落協定の締結を契機として様々な取組が活発に行われておりますが、その二、三、例を申し上げますと、集落におけます話し合いの活発化、あるいは農業機械や施設の共同利用、共同作業の増加など、将来にわたります農業生産活動等の継続に向けた動き、あるいは集落の共同活動等によりまして耕作放棄地を積極的に復旧するような動き等が見られる状況となっております。

この制度は、広く国民的理解を得ていくということが最も重要であるという観点から、明確かつ客観的な基準の下で透明性を確保しながら実施しているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、中山間地域等総合対策検討会、中立的第三者機関での検証を行っておりますので、これを踏まえて十七年度以降の対応をしっかりと行つてまいりたいというふうに考えております。

○千葉国男君　ともかくしつかりやっていただきたいと、こういうふうな要望を言っておきたいと思ひます。

先日の参考人の委員会がありました、その中でも質問させていただきましたが、これからの農地のことを考えますと、この農地のデータベース化と農地の活用状況マップ作りについて非常に大事だと思ひます。中釜参考人のお話にもありましたように、農地のパトロールを行つて様々な農地再生対策を講じている旨の報告もありました。今後のことを考えますと、農業委員の方々が活動を効率的に進めるためにも、どうしてもこの農地の

活用状況マップ作りを急ぐべきだと、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君)　農業委員会の関係でございますが、正に農業委員会が保有をいたします農地等の情報、こういうものを効率的に利用を図っていくと、そして優良農地の保全、担い手への農地の利用集積を図るという上では、この農地の地図情報システムというのが極めて有効であるというふうなことを考えております。農業委員会の総会あるいは集落座談会、こういうところで十分に活用がいただけるというふうなことを考えております。

これまで農地の地図情報につきましては、各農業委員会が白地図の上に色塗りをし、言わばペーパーの物理的な情報ということで対応してきたというところもあつたわけでございますけれども、この農地地図情報システムを整備をいたしまして、かつまたこの情報を電子化することによって、農地の利用状況あるいは年齢別の構成等の情報が瞬時に分かるといったようなことが可能になつてきておりました。現在、いろいろな形で集落座談会等行われておりますけれども、非常に効率的な活動が行うことができるようになったという評価をいただいております。

そして、私どもといたしまして、これは非常に有効であるということで進めてまいりまして、実績を申し上げますと、平成十五年度末までに約二割の農業委員会において整備が進んできたというところでございます。十六年度におきましても引き続き事業をやつていきたいということで、この水準を更に引き上げていきたいということで努力をしたいと思います。

○千葉国男君　効果があると分かっているがまだ二割程度であるということですから、もう少し推進できるように頑張つていただきたいと思います。

それから、現場の話ですが、農地の集積に当たります農業者年金との関係がいろいろあるんだと、こういう話が入ってきました。その点について確認をしたいと思ひます。

担い手への農地の流動化がなかなか進まない要因として農業者年金の受給者の問題があるのではないかと。具体的に言いますと、親子で貸借関係を結んでいる、そういうことがあつて第三者への貸借の壁になつていっていると、こういう声があります。いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君)　担い手への農地の流動化の問題でございますが、そもそもなかなか昨今土地の流動化が進まないという、テンポが非常に落ちていっていることがございます。これは、近年の経済状況の中で担い手の規模拡大意欲がちよつと落ち込んでいっているといったようなこと、それから、なかなか担い手から見望ましい農地が少ないといったようなこともございます。それから、機械化等があるいは技術が進歩いたしました、高齢者あるいは兼業農家でも稲作に特化した経営は持続はできるといことが背景にあるうかと思つておりました。こういった要因がいろいろ関係しているのではないかと今思つておるところでございます。認識しているところでございます。

今御指摘がございました農業者年金制度との関係でございますが、平成十三年度にはこの農業者年金制度を抜本的に改正をいたしましてこの仕組みがかなり変わつておりますが、それ以前の農業者年金、これは、農業経営の若返り、それから農地の規模拡大、細分化防止ということを目的としたしておりました。これまで経営に供してきた農地を他の農業者に譲渡するというのを要件として経営移譲年金というものを支給してきたわけでございます。ただ、農業経営を再開した場合、あるいは移譲した農地が返還された場合にはこの経営移譲年金の部分は支給停止になる、こういった仕組みであつたわけでございます。

こういった仕組みが確かに農地の流動化の妨げになるのではないかと御意見があつたもので、逐次改正を行ひまして、現時点では、いったん後継者等に経営移譲した農地が返還された場合であります、新しい専業的農業者に再

度権利設定をするといったような場合には支給停止が行われないということで、現時点ではその問題は解消されたというふうに認識しております。

○千葉国男君　その問題点は解消されたということですから、もう少しその辺を、指示をしつかり出して、現場で理解されるようにしていただきたい、こう思ひます。

次に、農業改良助長法関係についてお伺いをしたいと思います。

まず、現行の専門技術員についてであります。毎年、専門技術員の資格試験が行われていると聞きました。その場合、その受験者総数であるとか合格者数とか、都道府県における専門技術員の採用というか、任用状況についてお伺いをいたします。

○政府参考人(川村秀三郎君)　専門技術員の関係でございます。

平成十五年度の専門技術員の資格試験は、受験者数が千九百十三名、うち合格者数は二百十二名でございました。合格率が一九%ということで、二〇%弱となっております。

そして、任用者の数でございますが、これは平成十五年度ということで、全国で六百二十名というところでございます。毎年、二百名程度の方が合格をされているということでございます。この総数、既に何人ぐらいの方がこの技術、専技の技術を、資格を持つておられるかということの明確なデータはないんですけれども、今申し上げましたとおり、毎年二百名程度の方が合格をされております。そして、実務経験が必要でございますので、三、四十年間県庁に勤められた方からしますと、おおむね、専技の資格を得てから二十年程度は勤務ができるということでございますので、おおむね四千名程度の方が資格としては持つておられるということだろうと思ひます。そして、そのうちの、今申し上げましたように、六百二十名が任用されている、こういう実態でございます。

○千葉国男君　この専門技術員の資格試験に合格した方々は高度な技術あるいは知識と現場経験を

有する方々であります。毎年の合格者数から見ると、現に専門技術員に任用されているのは、今御報告がありましたように、六百二十人ということですから、その一部であると考えられます。

都道府県においてこうした有資格の人材の方々がいるわけですが、有効活用をどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今もデータで申し上げましたとおり、試験に合格された方と直接専門技術員として任用されている方という対比からいたしますと、非常に比率としては少ないわけがございます。

では、その資格を得られた方がどういう形で勤務をされておりますかといいますと、一つは試験研究機関、そういうところでそういう技術、専門的な知識、経験を生かされているというのが一つございます。それから、改良普及員の方々も、専技の資格を持った状況で現場の方へ出られまして、直接現場での普及指導に当たられているということでございます。

こういうことで資格試験に合格された方のすべてが専門技術員として任用されてはおりませんけれども、そういう高度な能力、十分な経験を有するというところでございますので、今申し上げましたような形で、そのほかにも行政機関で行政職としても活用されているということもあるかと思えます。

○千葉国男君 それでは、今回の改正によりまして、現行の専門技術員の試験を合格された方々はどのような取扱になるのか。また、一方では、改良普及員の中でも、今お話の出てきました、行政にある、いわゆるデスクワーク中心とか、そういうことがあつて普及指導員の試験を受けないという人も出てくると聞きました。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の改正で従来の専門技術員と普及員を資格を一元化するという

ことでございまして、新たな普及指導員という仕組みになるわけでございます。普及員の、普及指導員の、新たな普及指導員の資格試験につきましては国の試験として一本化をするということでございます。

そして、その新しい制度に移行する、その円滑な移行を図るためにどういうことになっているかというお尋ねでございますが、まず、専門技術員の方につきましては、今回の法律によりまして新たな、もう既にレベルが相当高いということでございますので普及指導員にみなすということでございます。また、この方々は試験を再度受けることなく、新たな普及指導員として資格があるということになります。

一方、専技の資格を持たない普及指導員の方は三年間は新たな普及指導員としてみなすという規定を置かせていただいております。その間に試験を再度受けていただくことで新たな普及指導員に任用をさせていただくということでございます。ただ、これまでに実務とか、あるいはこなされてきた、こなしていただいておりますので、基本的に試験の中身はそういった、これまで普及員をやつてこられた方はこれまでの知識なり経験は十分考慮した形で試験制度とするつもりでございます。また、極力円滑な移行ができるようにということでの配慮をしているところでございます。

○千葉国男君 今のは人の問題でしたが、次に技術の問題についてお伺いしたいと思います。

これからの農業発展のためには三つの分野で農業技術の向上が必要である、こういうふうに言われております。一つは、第一は担い手の産地間競争の強化につながるような特定の作物に関する技術指導、それから第二には集落営業における明確な地域の目標設定等、これに伴った技術導入、それから第三には兼業農家及び条件不利地域の営業に対する環境保全型農業やスローフード、地産地消といった付加価値型の農業の支援等の多様な技術支援が必要であると言われております。このためには、新たに設置される普及指導員の資質向上

が非常に大事であるところ、現実的には現場でのデスクワークが多くなつておりまして、なかなかその技術を持って現場に入ることができない、そういうふうな指導員の方々が話しております。

そういう意味で、今後の人材の有効活用の観点から、専門性の高い試験研究機関等、地域の実情を知り得る普及指導の現場との間で密接な人事交流や連携を図ることが重要であると考えられますが、農水省としてどういうふうな対応を考えているんでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 試験研究機関と普及指導の現場との連携の強化の問題でございます。

これは非常に、今御指摘いただきましたように、普及職員の技術の高度化によりまして、普及員の資質を向上するという意味でも非常に意味がございます。逆に、今度は専門知識と現場経験を有する普及職員が現場での課題を研究機関につなげていって、フィードバックしていくと、こういった両面がございまして、非常に双方にとって有効であるところ、こういうふうな考えております。現状におきまして、この試験研究機関と普及との人事交流でありますとか、その試験場とかにおきます研修、こういうことの実施をしてきております。

ただ、今回の改正で、正に今幾つかのポイントを申されましたけれども、正に高度化するような技術、それから地域をコーディネートしていくような技術、こういった課題があるわけでございます。そのためには、正に人的な資質向上というものが必要だということで、その計画的な、あるいは体系的な職員研修が必要でございますし、その中で、今申されましたこの連携ということが非常に大きな柱になつていくものというふうに思っております。

○千葉国男君 次に、青年就農促進法についてお伺いをしたいと思います。

先週の参考人質疑の中で、全国新規就農相談セ

ンターの中園所長さんよりの御報告がありました。若い就農希望者は、農業に対して本格的な取り組みたいとか、あるいは環境を守る有機農業に使命感を持って進出をしたい、こうしたきちんとした目的を持って相談に見える方が多くなつたとお伺いをいたしました。

しかし、実際に民間企業に対する就職と比較いたしまして、農業はその準備期間が長過ぎるという苦情もあります。特に、就農時の四つの問題と言われているのが、資金の問題、農地、技術、あるいは住宅の確保等であり、また就職後に、就農後に厳しい現実も待っている。就農後三年、五年が正に正念場だと言われているわけでありまして、そういう意味で、新規就農を一層促進するため、就農資金の一部は貸付金ではなく渡し切りの奨学金とするなど、幅広い柔軟な支援策が必要であると、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 就農資金を無利子として貸付けをしているということでございます。

この資金制度があるわけですが、国の施策として、農業という職業に就くことに着目した個人に対する直接補助金ということで償還免除等を行うということは、他の奨学金制度等とのバランス、例えば現在償還免除が認められておりますのは教師でありますとか看護師等の公共的なサービスの担い手に限られておりますし、農業というのは営利を目的とする他の産業とも同じといったようなことを考えますと、ちよつとこのバランスからなかなか難しいのではないかとこのように考えております。ただ、非常に条件不利地域とかそういうところでは、やはりかなりこの償還に困難が伴うこともございますので、できるだけ償還期間を延長するとか、運用の弾力化を図っているところでございます。

また、雇用政策という面でそういった給付金制度というものが厚労省さんの方にはあるわけがございますので、「農林業をやってみよう」というプログラムの中で、公共の職業訓練制度あるいは

教育訓練給付制度、こういったものが活用できるように今連携もしているところでございます。

○千葉国男君 青年就農者のもう一つの大きな悩みは、やはり嫁不足の問題であると思います。この件につきましては、先日の参考人の中釜参考人さんの御意見が大変参考になったわけでありますが、二つの要素が大事であると感じました。

一つは、この嫁さんの問題につきましては、同じ農業委員でもやっぱり男性の農業委員では頼りに余りならない、やっぱり女性委員の方が立場になって親身になって相談できると、こういうことを感じました。それからもう一つは、結婚前に女性農業委員が間に入って家族経営協定を結ぶことがお話に出ておりまして、これは非常に大事な話だなと、こう思いました。

そういう意味で、農業委員会に女性委員の登用の推進を前にもお願いをいたしましたけれども、この家族経営協定の推進については是非農水省の政策として取り組む必要があるのではないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 家族経営協定、これは農業経営の方針や経営上の役割分担、収益の分配方法や就業条件などにつきまして家族間での話し合いを通じて取り決めるルールであるわけでありまして、もうこれも委員御承知のことでありまして。

我が国の農業経営、これは主体を成す家族経営、そういう面で新規就農を促進するためにも、男女やあるいは世代間を問わず意欲と能力を十分に発揮して経営に参画できるような環境作り、これは重要なことでありますし、家族経営協定、これは経営資産を円滑に後継者に継承する、こういうことを含めまして大変有効な手段の一つであるわけでありまして、平成七年から、国、地方公共団体、あるいは農業委員会、地域農業改良普及センター等、関係機関が連携をいたしまして普及を図ってきておるわけですが、現在、この締結農家数、毎年堅調に増加しているわけでありまして、主業農家に占める比率は六%程度と、こう

いうことで必ずしも十分と言えないわけでありまして、大変、認定農業者制度、こういう面で、家族経営協定等につきまして共同経営者であることが明確である場合には、女性や後継者につきましても認定農業者としてこうした位置付けをする道を開いたところでありまして、今後ともこれらの問題に更に努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○千葉国男君 最後に、この農業経営支援三法につきましては、土地、技術、人の立場から農業の三要素である、こう言われているわけでありまして、この三要素がばらばらでは機能しないわけでありまして。そういう意味におきまして、農水省がきちんとしたリーダーシップを取っていただいで、農業改革の推進を図っていただきたい。

大臣の決意を伺って、質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(亀井善之君) 今御指摘のいわゆる農地、担い手、そして技術、これは農業構造を形作る基本要素であるわけでありまして、この組合せ、これが農業経営の発展の観点からより望ましいものに改善していくこと、構造改革にとつても重要なことであるわけでありまして。これらの課題に際しまして、農業委員会あるいは普及センターあるいは農協、農業公社等の機関がそれぞれ役割に応じた支援を行っているところでもございまして。

今後、経営に必要とされる技術や経営ノウハウが更に高度化していくということが見込まれるわけでもあります。それぞれの機関が担う役割を重点化をいたしまして連携を図っていくことが必要と、こう思っております。さらに、現在各都道府県段階におきまして、農業会議あるいは農業開発公社、青年農業者育成センターの事務局、この一元化という問題も十七年度末までをめどに推進をしておりますところでもありますし、さらに地域段階におきまして、担い手が技術やあるいはまた経営面での支援を一元化、一か所で相談できるワンストップの窓口の設置、こういうことを検討して

いるところでもございまして、各種支援機関の役割を重点化していく、そして相互の連携を強化をしております。

○千葉国男君 ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。農業の三法案の質問の前に、最初にハンナン牛肉偽装問題について質問いたします。

市場隔離牛肉緊急処分事業というのは、これはその実施要領また実施要項に基づいて行われることになっていくわけですが、全国同和食肉事業協同組合連合会、ちよつと長いのでこの後全同食というふうに言わせていただきますが、この焼却計画の申請書が上がったのはいつで、農水省がこの文書を受け取った、いわゆる接受したのがいつで、そしてまたこの事業団から承認通知文書が下りたのはいつなのか、まず最初にそれをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(白須敏朗君) お答え申し上げます。

ただいま委員から御指摘の全国同和食肉事業協同組合連合会から承認申請が上がりましたのが平成十四年の一月八日でございます。それを農林水産省として接受いたしましたのは一月十五日でございます。それで、事業団から全同食の方にその承認申請が下りましたのは平成十四年の二月二十六日というふうに承知をいたしております。

○紙智子君 上がったのが一月八日で、農水省が受けたのが十五日と、それで承認が下りたのが二月二十六日ということですが、ところが肉の焼却は一月十一日から始まっているわけですね。

それで、大臣、この時点で結局承認通知が出ていないんじゃないかと。そもそも申請書が農水省に届いていない段階ですね。当時の事情はいろいろあったとはいえ、この要項に基づく正式な手続を欠いた焼却だったんじゃないかと。これは否定できないと思うんですが、この手続上問題があったことについてお認めになりますか。——今、大臣に聞きました。

○政府参考人(白須敏朗君) 事務的なことでございますので、私の方から。

ただいま申し上げましたとおり、一月八日に申請書が提出されたわけでございます。それで、申し上げましたように、事業団からは二十六日に承認通知が出ておるわけでございますが、ただ、今、委員からも御指摘のとおり、一月十一日から焼却が開始をされておると、お話のとおりでございます。これにつきましては、当時、早期に焼却すべきという社会的な要請もございまして、焼却計画のただいま私申し上げました申請から承認に至ります決裁手続、これはやはり時間が掛かるわけでございますが、その期間中に事業実施が滞ると、こういう事態も想定されたわけでございますので、事業団といたしましては各事業実施主体に對しまして、全同連も含めてでございますが、それぞれの事業実施主体に對しまして焼却計画の申請と同時に計画承認前着工届と、こういうものを提出するように指導をいたしまして、この計画承認前の着工届というものを一月八日に提出をいたしております。

したがって、そういう全同連も他の団体と同様にこの計画承認前の着工届を提出をした上で焼却を開始しているというところでございます。

○紙智子君 私は大臣にお聞きしたんですね。それで、今の答えから聞いても、結局要項に基づくんじゃなくて、そのほかの運用の部分でそういう形でやったということが今のお話聞いても明らかになったわけで、やっぱり正式な、要項に基づく正式な手続に乗ったものじゃないということが明らかになったと思うんですね。

それで、しかも一月十一日に柏羽藤クリーンセンターの試験焼き、ここには農水省の鶏卵課から一名、事業団から二名立ち会っているわけですね。この柏羽藤環境事業組合、総会をやっています第二回定例会という議事録があるんですけども、これ読みますと、その中で管理者の方が、農水省の方が試験焼きさせてほしい、協力してほしい

いと言われた、国の方からの要請なので一生懸命焼いたんだというふうな説明しているわけですね。ちなみに、農水省の資料で、一月中全国で焼いたのが一千四百六十六トンですね、そのうちの九二%の千三百五十四トンがこの大阪の同和、愛知の同和、それから大阪府肉連の浅田氏の関連部分なんです。なぜこのように早く焼却できるように協力したんでしょうか。局長。

○政府参考人(白須敏朗君) ただいま委員のお話でございますが、この牛肉在庫の処分事業、平成十四年の一月時点におきましては事業実施期間が平成十三年度内というふうなことであったわけでございます。期間が非常に限られてほとんど時間がなかったというのがまず第一点あるわけでございます。

それから、消費者の不安を払拭するために早急に焼却すべきであると、こういうふうな形で当時与野党拏げての大変強い御要請もあったということとを踏まえまして、私も検品をそれぞれきちっと行いまして、それから焼却施設の確保ができたものから順次焼却を進めるということで、正にこの同年の三月の年度末までに全量の焼却ができるように関係者に協力を求めておつたと、そういう状況があるわけでございます。

そこで、ただいまの委員の立会という観点でございますが、実は当時、要すれば牛肉は冷凍されておつたわけでございます。これを大量にとにかく焼くというわけでございまして、この冷凍しておるものを大量に焼くというところはなかなか難しいというところでございまして、非常にこれがやつておつたわけでございますが、非常にこれが難しいというふうなことでございまして、ただいま委員からのお話ございました柏羽藤の焼却場におきまして比較的早く、いろんな試行錯誤の末に焼却を始めることができたというふうなことで、そういう点について、私どもとにかく早急にやらないかぬという要請を受けまして、それではその焼却場についてどういふふうなやり方で、例えば事前にその牛肉、冷凍になつております塊を少しづつ裁断するでありますとか、どういうやり方であればきちんと焼けるのかというふうな点について、職務参考上非常に参考になる、他の焼却場でもそういう同じような方法を取れば早急に早く焼けるのではないかと、こういうふうなこともございまして、職員が出張いたしまして、それで見せてもらったというふうな聞いていますわけでございます。

○紙智子君 聞いてることが違うんですね。その急いでやらなきゃいけないというのは当時の事情から見てそういう議論があったことは知っていますけれども、問題は、実際に焼かれたのはほとんどこの全同食の肉です。今言つたように、全体の九二%、その部分が大阪の同和、愛知の同和、大阪府肉連と、この関連の肉が、それだけが何でこんなに急いで焼かれていたのかということをお願いいたつたわけですよ。

○政府参考人(白須敏朗君) 私、申し上げましたとおり、要すれば他の焼却場におきましてはなかなか、どういう形でやれば焼けるかということがなかなかうまくいかなかったわけでございます。と、とにかく私もとしては早急に焼却をする、こういうことでございまして、焼却施設の確保ができたものから順次焼却を進める、しかも、それはもちろん当然のことでございますが、検品を受けてまして、適というふうな判断を受けたものから、かつ焼却施設の確保ができたものから順次焼却を進めるということでございまして、そういう意味で、ただいまの府同食の焼却場におきましては、いろんな他の焼却場でも試行錯誤しておりますが、なかなかうまくいかない、そういう中でこの焼却場が比較的早く焼却を始めることができた、こういうことでその焼却場におきまして焼却が行われたというふうな理解をいたしております。

○紙智子君 今の答えを聞いてもよく分からないですね。それで、やっぱり浅田・ハンナングループを特別に重く見る、こういう関係があつたと見ざるを得ないんです。大臣、この全同食は全肉連から業務委託を受けている事実上の実施団体ですよ。委託は事業団の理事長が適当と認める団体とするとなつていて、買上げ事業で、対象外の肉を扱つたとして逮捕された。こういう不正事件を起こした団体を事業団が適当だというふうな認めた、これ国の責任、これをどういふうに受け止めていくのでしょうか。——大臣に聞いています。

○国務大臣(亀井善之君) この事業、極めて短期間のうちに約一万三千トンですか、この多量の牛肉を隔離する、こういう必要があつたわけでありまして、そういうことで、事業の執行上、こういう面から、全同食ですか、これを委託団体としたことにつきましては、私は問題がなかったんではないか。ただ、今日、結果としてこの事業が悪用され、そして全肉連の委託事業の受けた全同食の幹部が対象外の牛肉の偽装による助成金を搾取しているという、そして逮捕されていると、こういうことは極めて残念なことであります。

いづれにいたしましても、現在捜査当局によりまして捜査が行われておるわけでありまして、当局によりまして捜査に私も全面的に協力をいたしまして、徹底した捜査によりまして一刻も早く全容の解明が図られることを期待をしておるところであります。

○紙智子君 最初の時点では問題なかったというお話と、残念であつた。私はやっぱりその程度では駄目だと思つた。やっぱりその判断も含めてもっと慎重にやるべきだったと思つた、やっぱり農水省としての責任という問題をはつきり感じていただかなければならないというふうな思ふんです。

それから、国が十月の十八日に保管管理の方針を出しましたが、要項ができたのが十月の二十九日です。ところが、その二十九日のうちに全同食と全肉連との間での委託契約が結ばれているんですね。もうできてすぐ結ばれているわけですね。ほかの二団体の契約がどうなっているかというところと、

もつとずっと後になってからですよ。余りにもこれ、手回しが良過ぎないかと。これは国がむしろ積極的に全同食に働き掛けて委託団体にしたんじゃないですか。局長。

○政府参考人(白須敏朗君) この事業実施、ただいまの委員の御指摘でございますが、事業実施主体の選定に当たりましては、まず一つは全国的な食肉の生産者の団体、それから加工業者の団体、流通業者の団体でございます。それで国産牛肉の流通の大宗を担うということで、全肉連を含むまずその六団体が事業実施主体にされたわけでございます。ただ、そういうことでございまして、これら団体に所属をしない事業者が事業に参加できないということになりかねないわけでございます。そして、そういうことになりましたと、できる限り多くの牛肉を市場から隔離する、こういう事業目的が達成できなくなるといふこともございまして、したがって、こういった団体の会員以外からも効率的に対象牛肉を買い上げる、こういう必要があつたわけでございます。

したがって、全肉連から、ただいま委員からもお話ございました、いわゆる全同連、全同食を含みます三団体、全同食だけではございませんで、ほかに東京食肉市場卸商協同組合でございますとか、あるいは日本食肉流通センター卸売事業協同組合、そういった三団体に委託をする、委託をして団体の会員以外の牛肉を買い上げてもらうというふうなことで委託をしたわけでございます。で、この全同食だけを優遇とかいうことではないということはひとつ御理解を賜りたいと考えております。

○紙智子君 新聞報道を見ましても、全同食の会長の山口氏が記者会見、記者取材で語っているのを見ますと、事業団から三人が来て説明していったということも出されているわけですね。

それからもう一つ、この浅田氏が逮捕された府肉連のルートの偽装問題で、広島県の業者との関係についてなんです、この広島県の輸入業者の偽装牛肉を補助申請した件が上げられているわけ

す。それで、実はこの広島県の業者も実は浅田氏に紹介したのも農水省だということが分かつているわけですが、なぜかにも数多くある業者の中で農水省はこの業者を浅田氏にあつせんしたのか。広島県ですから、普通だったら広島に、食肉組合にというふうにも思ふんですが、なぜわざわざ大阪の浅田氏に紹介したんでしょうか。

○政府参考人(白須敏朗君) この点でございます。当時の食肉流通、もう委員も御案内のとおりだと思ひますが、BSEの発生後ということで大変に混乱をいたしておったわけでございまして、BSEの全頭検査前の国産牛肉を対象といたしまして、いわゆる保管事業につきまして、組織に入つておらない事業者から事業に参画できないかといったそういう問い合わせが殺到いたしておったわけでございまして、事業担当課としては、それぞれの大変多くの問い合わせに対して忙殺をされておつたという状況がまずあるわけでございます。

そこで、ただいま委員のお話ございました今回の事件に関与したとされる業者は、お話のとおり、広島県に所在をしておつたわけでございまして、私どもとしては、そういった方からのお問い合わせに対して近畿圏を中心とする組織でございまして、全国同和食肉事業協同組合連合会の方に相談したということでございます。

○紙智子君 やつぱりこれも回答を、聞いたことに答えていないと思ふんですね。

そういうたぐさんの殺到されている中でなぜ大阪の浅田氏に紹介したのかというふうに聞いたわけですが、そういう意味でもこれも答えになっていないと思ふんですね。

浅田氏は、結局、農水省の中で特別な重い位置にあつた表れだと思ふんですね。あつせんの問題といひ、委託団体にする問題といひ、そして正式な焼却手続を踏まずこの焼却について促進をお願いしている。浅田・ハンナングループとの関係で農水省のこの反省というのは必要だといふふうに思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 今回の事件の対象になった牛肉の在庫の保管あるいは処分事業につきましては、平成十五年の六月十八日に提出された食肉流通問題調査検討委員会の報告書、これに、BSEに関する一種のバニクというべき事態の中で極めて短期間に事業が創設、執行されたため、事業の仕組みや実施手法に不十分、不徹底な点があつたことが補助要件に適合しない事例や偽装を誘発し、結果論であるが、事業創設の段階で偽装防止措置についての検討が不十分であつたと、このような指摘を受けたわけであります。

このような反省を踏まえまして、私どもいたしましたのは、食肉行政の運営に当たりまして、消費者重視の政策決定のシステムの構築、また危機管理体制の強化、リスクコミュニケーションの推進、また食肉関係企業のコンプライアンスの推進、トレーサビリティシステムの導入の普及、これに全力を挙げて取り組んでおるところでもあります。さらに、農水省といたしましては、昨年七月に消費・安全局の創設を始めとする大幅な組織改正を行い、また、それと同時に、私はそのときに、この報告書を踏まえまして職員意識改革の徹底をすることを訓示をいたしたところでもございまして、これらの取組によりまして適正な食肉行政の推進に全力を挙げて努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○紙智子君 結果として見れば、この対応の中に不十分さがあつたという点の反省を踏まえつつという話もされましたけれども、こういう問題が再び起こることのないようにやっていただきたいというふうに思ひます。

次の質問に移ります。

前回の続きですけれども、農業委員会法の問題です。現在十名と定められていた選挙委員の定数の下限の条例への委任についてお聞きします。

大臣、選挙委員の位置付けというのは農業委員会制度の基幹を成すもので、公選制が基本ということだと思ふんですが、その点、変わらないうと思ひますけれども、まず確認したいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) 農業者の財産であります基礎的な生産手段であります農地の利用集積等の権利調整の業務、地域の農業者の意向というものを十分反映し、そして客観性と公平性を確保していくということが不可欠なことであるわけでありまして、そういう面での農業委員会、独立の行政委員会として市町村に設置されたものでありまして、その組織運営、民主的に選ばれた農業者の代表によつてなされることが適切であるわけでありまして、農業委員会の基本的な性格、これを踏まえて農業委員会は選挙による委員を基幹として構成されるべきものと、このように考えております。

そういう面でも、今後とも農業者の信任の下で組織をされ、公平、客観的に農地政策を遂行できる公選制を引き続き維持することが必要であると考えております。今回の改正によつても、選挙委員の位置付け、これは何ら変わることはないわけでありまして、

○紙智子君 今回の改正で十名だった選挙委員の定数の下限を条例委任するということは、農地や農家数がどのような規模の農業委員会でも選挙委員定数の引下げができるということになるわけですね。

農水省は政令で選任委員よりも選挙委員が多くならなければならないように定めるといふふうにしていただければ、選挙委員は最低四人ですね。団体推薦三人、議会推薦一名から四人と。最低四人ということになると、選挙委員定数を五人まで下げることができることになるんじゃないか。十名だったのが、そういう意味では五人まで下げることが理論的に可能だということなんではないか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 選挙委員の下限定数の条例への委任でございます。

今、十名というのが下限になっておりまして、全体の設定状況を見ますと、約三分の一の農業委員会におきましてこの下限の定数であります十人

というところに張り付いておる実態でございます。そして、私どものいろんな調査によりまして、約六割の農業委員会が、この十人を設定しておるところの六割が定数の引下げの意向を示されているという実態にございます。

今回、この下限を撤廃するわけでございまして、これは市町村の自主的な判断を尊重するということでございます。ただ、今、大臣が答弁いたしましたとおり、この農業委員会の基本的な性格、これは変わらないということで、やはり選挙による委員が根幹と、根幹といひますが、基幹として構成されるべきものというふうに考えております。

そういうことでございまして、定数の基準におきまして、これは政令で定めることになっておりますが、選挙委員の定数は選任委員の定数を上回るように定めなければならないということを定める予定でございます。したがしまして、今具体的にお尋ねのあつたような数字の事態も当然あり得るというふうに考えております。

○紙智子君 これまで一農業委員会当たりの選挙委員数は十三・七人、これが農地の規模や農家の戸数に係らず五人まで引下げ可能ということになるわけですね。こうなりますと、幾ら選任委員より多いとはいひても、スリム化とか交付税の削減、交付金の削減という圧力の中では定数削減に向かわざるを得なくなるんじゃないかと思ふんですね。結果として、選挙委員の役割が役割低下をもたらすことになるんじゃないかと思ふわけですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に今回の改正は、先ほど言いましたように、市町村の自主的な判断を尊重したいということでございまして、先ほど申し上げました実態調査の中でも、他の組織等とのバランスも考えて引下げの意向を持っておられるところも当然あるわけでございまして、そういった市町村の自主的な御判断というのは当然この制度改正によつて尊重されるべきものというふうに考えております。

○紙智子君 先日の参考人質疑の中でも鹿児島

農業委員会の会長をされている中釜参考人が発言していただけたけれども、市町村合併によって区域内の農地面積が大幅に拡大する、にもかかわらず選挙委員の上限の見直しが行われていなかったこともあって、農業委員数が大幅に削減されることになる。喜入町、中釜さんのところ、喜入町と言いましたけれども、その喜入町でいいますと合併に伴って、十四人だったのが五人に減ってしまったことが決まっています。これによって農業委員一人当たりの守備範囲が大幅に拡大して、農業委員の農地の確保などの活動の後退が懸念されるんだと。それから、せっかく女性の農業委員が増えてきているのに、また減ってしまうんじゃないのか心配しているんだと、こういう話がされました。

【委員長退席、理事常田孝詳君着席】
なぜ上限の見直しをしないのか。そして、選挙委員が減るといことは、減って、この農業委員会全体の数が減るといことになれば、やっぱり、幾ら基本は変わらない変わらないと言いつつ、農業委員の姿が見えなくなっていくって、結局この農業委員会の存在、役割というのが否定されることにつながっていくんじゃないでしょうか。○国務大臣(亀井善之) 今、市町村合併に伴い農業委員会の区域の面積が全般的には拡大すると、こういうことは見込まれるわけでありまして。昨年六月の閣議決定、基本方針二〇〇三、こういう中で農業委員会につきましては組織のスリム化が求められたところでもございます。

今回の法律改正におきまして、組織のスリム化と併せまして、農業委員会の業務につきましましては、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化をします、こういうことでありまして、農地法に基づく許可業務等を処理する農地部会につきまして、これ町村合併、こういうような問題、市町村の区域に分けて複数の部会を設置をします、こういうようなことができるわけでありまして、機動的な対応が可能、こういうようなことから、選挙定数の上限の引上げ、これは行

わないこととしたところであります。

○紙智子君 この前の参考人質疑の中でも話を聞いていて改めて思ったわけですが、農業委員のやっている仕事の身中というのは非常に多面的だと思ふんですよね。

【理事常田孝詳君退席、委員長着席】
確かに、農地の荒廃を防ぐ、耕作放棄地が出ないようにするということもめづつても、本場に隣のところに行ってお願いをして、引受手になってもらうお願いをするとか、それから、ただそれだけじゃなくて、やっぱり日ごろ様々な相談にもこたえながら、そういう信頼関係を培う中でそういうことの身中もできているという話もあって、改めて、やっぱり事務的に何か項目のことをやっていけばそれで済むことではなくて、そういう多面的な、総合的な中でやっぱり本場の意味で農地を守っていく仕事にもつながっていくんだということを思うわけです。

そういう意味では、実際に少なくなつて、範囲が広がつて、幾ら効率的に重点化してやればいいっても、そもそものそういう部分が失われていくというふうには言わざるを得ないと思ふんです。そういう点では、私は、やっぱりこれ、何回聞いても、この方向というのは違うんじゃないかというふうに思ふんですね。それから、改良助長法の質問に移りますけれども、法改正がされた場合に、昨年三月に出された普及事業の在り方に関する検討会報告、これに沿って協同農業普及事業の運営に関する指針を大幅に改定することになると思ふんですけれども、どうでしょう。

○政府参考人(川村秀三郎君) 協同農業普及事業、これは国と都道府県が統一した方針の下に行える協同事業ということで位置付けておりまして、国が基本的な方針であります運営指針、これを定めまして、これに基づいて都道府県が実施方針、こういうものを作つて協同事業としての真価を発揮していくと、こういう仕組みになっております。

今回、こういった形で法案の大幅な改革とい

ますか、内容の法案も提案をさせていただいておきます、この普及の検討会の報告書もございす。そういう意味では、かなりこの普及の内容を変えていくということでございます。

端的に言いますと、一つは、その機能として、高度技術への支援、それからまたコーディネーター、それから試験研究機関や農業大学校との一体的な取組、また民間との連携、積極的活用、普及の職員、資質向上等々の項目におきまして見直しが必要だといふふうに考えております。

○紙智子君 検討会報告で示された内容が非常に問題だと思ふんですけれども、その報告で、普及の基本的な性格を高度な技術的支援といふふうにしていくために、多様な就農者等の技術レベルの底上げのための支援といふふうに言っていますね。これは公的普及事業の対象とはしないという結論付けているわけです。局長は、衆議院の質疑の際に、コーディネーター機能があるので、先進的な経営以外の多くの農業者が協同農業普及事業から排除されるようなことはないんだという趣旨の答弁をされたと思ふんです。

しかし、この検討会報告は、その部分は非常に分かりづらいわけですが、コーディネーターというものはあくまで新技術を効果的に浸透させるんだと、担い手を中心とした産地育成を図るためなんだと、担い手に対する総合的な支援体制を構築する観点からのものだ。コーディネーター機能も、一義的には先進的経営体であつて、担い手を中心としたものになるということが示されているわけですが、そういうことなんじゃないんですかね。

例えば、端的な例で言いますと、水田農業、こ

ういったものを考えますと、これは非常に多くの方々によって担われている。もちろん、中核となる経営に集中するという地域もあるわけですが、今回基盤強化法の中で位置付けをしました集落営農、そういった形で今後地域の農業を再編成していく。今、米対策の中で地域水田農業ビジョンというものを作つて、こういった形で地域農業の振興、こういったものも図っていくという大きなうねりがあるわけですが、その中で、正に普及も、技術的な面、また普及は果の職員という公的な側面がありますので、いろんな関係機関を結集していくという、そういう中心と

いうことで、そういう面を含めてコーディネーターという機能を想定しております。

○紙智子君 そういふふうにおっしゃるわけですが、検討会の座長であつた高橋正郎さん、雑誌、「DAIRYMAN」という雑誌の七月号でいふふうには言っています。農地の所有と利用を分離して先進的な経営体に集積させ、利用させることがコーディネーター機能なんだといふふうには言っているわけです。つまり、先進的経営体のために農地集積するのがコーディネーターだ。

これ、法改正の基になつた報告をまとめた責任者の理解といふことだと思ふんですね。これは、その他多くの農業者は結局技術支援の対象ではなくて、普及事業の対象とみなさないという方向になつていくんじゃないかと。普及事業を大幅に縮小、後退させていく方向になるんじゃないかといふふうには言わざるを得ないと思ふんですね。

となっています。この報告に基づいて運用指針の見直しを行えば、新規就農者への技術支援というのは公的普及事業の対象としないことになりかねないですね。十三日の参考人の質疑でも、この新規就農者に対する普及によって、技術支援の重要性という問題や、地域への定着のために普及が果たす役割ということが非常に語られました。新規就農者については国が責任を持つべきで、やっぱり従来以上にこの育成や定着のために責任を尽くすべきだというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(亀井善之) 協同農業普及事業につきましては、これまで新規就農者につきましても、都道府県青年農業者等育成センター等とも連携して就農相談活動、あるいはまた就農に当たりまして栽培技術の習得や就農後の技術の定着向上、あるいは経営管理に關します濃密な指導を行うなど積極的な支援を行ってきているところでもあります。

新規就農者にとりましては技術の習得が重要な課題であることから、今後も、普及事業の重点課題として、将来の担い手となり得るような新規就農者や農業後継者の育成につきまとして位置付けているところでもありますので、具体的には、技術の専門家集団であります普及組織、農業大学校、あるいは青年農業者等育成センター等の関係機関とも連携をいたしまして、就農前、就農時、あるいはまた就農後にわたる継続した技術指導や経営改善の支援、そして早期営農の定着化などに積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○紙智子君 最後に、青年就農促進法の問題について質問します。質問というか、この促進法の改正については我が党もこれは賛成であります。

一点要望しておきたいんですけれども、この新規就農者数についていえば増加傾向にあるわけですから、しかし、高齢化などによって、離農者をカバーするというになると、これは遠く及ばないというのが今の実態だというふうに思います。

ます。

新規就農者の確保が待ったなしだと、本当に重要課題だというふうに思うわけですが、最近では農家出身でない新規参入者が増える傾向にあるわけですね。意欲は非常に高いと。しかし、農家出身者が経営を継承する場合とは違って、資金もないし農地も技術もないと。就農に必要な経営基盤や生活基盤、これも新たに確保しなきゃいけないわけですね。そういう意味では、非常に経営維持のためのハンディキャップというのが大きいわけです。スタート時点のハードルをやっぱり少しでも低くするというのは、国や行政の責任でもあるというふうに思うんですね。

地方自治体でこの新規就農者を確保するために、やっぱり国の就農支援資金だけでは不十分だということ、非常に地方も厳しい財政状況の中ですけれども、そういう中でもこの支援資金の償還免除の制度や、それから独自に助成制度を設けているところ、これがたくさん出てきているわけですね。そういう自治体で就農者が実際増えているというのも事実だと思うんですね。やっぱり国としてこの新規就農者に対する助成制度を設けるべきだと。これは大臣の決意にも懸かっているというふうに思うんですね、最後に大臣、お願いいたします。

○国務大臣(亀井善之) 農業後継者以外、いわゆる農外からの新規就農者、農家の子弟の就農に比べて、農地の取得やまた資本整備のみならず、農業の技術、経営ノウハウの習得や、あるいはまた農村社会への定着、そういう面でハードルが高いわけですね。このために、これらの課題に対応して就農後に早期に定着をしていけるような支援をしていくことは重要なことと、この認識をいたしております。

農水省といたしましても、新規就農と就農キャリア形成プログラムの推進事業等によりまして、農業者大学校におきます就農後研修や農業改良普及事業による農業技術や経営ノウハウの習得への支援、あるいはまた土地の習慣やあるいは社会全般にわたる相談、こういう面での先輩就農者や指導農業者等の就農サポーターによりまして経営定着までの支援体制の整備の問題、あるいは四日クラブ等々の活動、新規就農青年相互の交流に對します支援、あるいは加工、流通、こういう面での消費者との交流活動の促進によりまして販路の確保の支援、このように政策をいろいろ推進して、今後とも新規参入者が、新規就農者の就農の早期の経営定着が図れるように支援をしてまいりたいと、このように考えております。

○紙智子君 終わります。

○委員長(岩永浩美君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

反対の第一の理由は、農業委員会の設置基準面積の算定から生産緑地以外の市街化区域内農地面積を除外することは、三大都市圏の市街化区域を抱えている自治体から農業委員会を廃止することを促進することになり、その結果、都市農業の振興に障害をもたらすことになるという点であります。

反対の第二の理由は、農業委員会の法令業務以外の任意業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化することは、農業委員会の本来の発展方向ではなく、政府・自民党の農業構造改革路線の実施部隊に農業委員会を据えることになり、認めることはできないという点です。

また、選挙委員の下限定数の条例への委任は、農業委員会における選挙委員の役割を低下させ、今後の農業委員の公選制の廃止に道を開くものであり、賛成することはできません。

以上です。

○委員長(岩永浩美君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

すから、討論は終局したものと認めます。

これより順次三案の採決に入ります。まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩永浩美君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、小川君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、ただいま可決されました農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農業の持続的発展及び食料の安定確保に向け、優良農地を確保し、意欲ある担い手の育成を推進する農業委員会が、その機能を十分に発揮できるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農地制度に関する業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保し、力強い農業経営を確立するため、今後とも、独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持すること。

二 農業委員会の必置基準面積の見直しに当たっては、農業委員会が優良農地の確保と有効利用に果たす役割、法令業務の実態、市町村合併の進捗状況等に十分配慮し、適正に決定すること。

三 農業委員会が農地や担い手をめぐる諸課題に的確に対応し、活力ある地域農業を実現するため、女性をはじめ、青年農業者、意欲ある担い手等多様な人材が農業委員に積極的に登用されるよう取り組むこと。

四 市町村合併の進展に伴う農業委員の活動の広域化等に対処し、農業委員の役割が十分に發揮されるよう、その資質の向上と協力的体制の整備に向け、必要な支援を行うこと。

また、市町村、農協、普及センター、土地改良区等との役割分担の明確化と、連携の一層の強化に努めること。

五 農地に関する業務と農業経営の合理化に関する業務への重点化が図られる農業委員会の任意業務については、地域の多様な農政課題に十分対応できるよう、その制度運用に努めること。

六 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、担い手の育成等、農業委員会の果たす役割の重要性にかんがみ、農業委員会交付金については、農地に関する業務の厳正かつ適切な執行に支障を来たすことのないよう、その在り方を検討すること。

七 食料・農業・農村基本計画の見直しに伴う担い手・農地制度の検討に当たっては、農業委員会が果たす役割を踏まえ、望ましい農業構造・土地利用の実現、意欲ある担い手の確保を旨として、検討を進めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(岩永浩美君) ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩永浩美君) 多数と認めます。よって、小川君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、亀井農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) ただいま法案を可決い

ただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(岩永浩美君) 次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩永浩美君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、羽田君から発言を求められておりますので、これを許します。羽田雄一郎君。

○羽田雄一郎君 私は、ただいま可決されました農業改良助長法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業改良助長法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、高度な農業技術の普及、農業経営の改善、地域農業の活性化など、我が国の農業の持続的発展及び食料の安定確保に果たす協同農業普及及事業の役割の重要性にかんがみ、協同農業普及及事業の積極的展開が図られるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一 協同農業普及事業は、農業の持続的発展に不可欠な農業技術を普及する事業であることから、今後とも、普及職員の配置規制を堅持すること。

また、普及指導センターの設置に当たっては、普及指導員が農業者等にサービスを提供する活動拠点として十分機能するよう、都道府県に対して、組織体制の整備充実に必要な支援を行うとともに、協同農業普及事業に対し、高度な見識と経験を有する者が普及指導センター長として配置されるよう、十分配慮すること。

二 協同農業普及事業の運営に当たっては、農

業者等の高度技術導入、経営革新ニーズに対する的確な対応、市町村、農協等と連携した地域農業のコーディネートとしての役割等を普及指導員が十分果たせるよう、普及指導員の資質の向上に努めること。

また、新規就農者に対する研修教育の一層の充実を図ること。

三 普及職員の一元化に当たっては、普及指導員に求められる役割及び能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員の普及指導員への移行については、これまで地域農業の振興等に寄与してきた実績を十分に勘案し、円滑に行われるよう配慮すること。

四 普及手当の上限規定の廃止に当たっては、今後、普及指導員に一層高度な役割が求められることから、意欲的かつ優秀な人材の維持・確保を図る観点に立ち、都道府県において普及手当の適正な支給が行われるよう努めること。

五 協同農業普及事業交付金については、農業の持続的発展及び食料の安定確保に普及事業が果たす役割、協同農業普及事業における国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性を踏まえた上で、都道府県の協同農業普及事業への対応も考慮して、その在り方を検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(岩永浩美君) ただいま羽田君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩永浩美君) 多数と認めます。よって、羽田君提出の附帯決議案は多数をもって本委

員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、亀井農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) ただいまは法案を可決いたしました。ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(岩永浩美君) 次に、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩永浩美君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩永浩美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩永浩美君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

畜産の振興を図るため、農林水産省といたしましては、従来から、家畜の伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止に努めてきたところであります。

しかしながら、高病原性鳥インフルエンザの発生に関し、農家の届出が行われず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大するといった事例が生じました。また、本病に関しましては、広範囲かつ長期間の移動制限が必要となることから、移動制限の対象

となつた農家の経営に大きな影響が生じたところであります。このような状況を踏まえ、届出義務違反に関するペナルティーを強化するとともに、移動制限を受けた農家に対する助成措置を制度化するなど、よりの確に蔓延防止が図られるようにするため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティーの強化であります。家畜等の所有者に交付される手当金について、家畜伝染病の蔓延防止に必要な措置を講じなかつた者に対しては、これを支払わないこととするともに、家畜の所有者が届出義務に違反した場合の罰則を引き上げることとしております。

第二に、家畜等の移動制限を受けた畜産農家に対する助成の制度化であります。こうした畜産農家に対し、都道府県が売上げの減少額や飼料費、保管費、輸送費等を助成する場合には、国がその二分の一を負担することとしております。

第三に、都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担であります。都道府県の防疫事務の円滑な実施を図るため、従来から国が負担しているものに加え、防護服等の衛生資材の購入費や賃借料、家畜防疫員が自ら患畜等の死体や汚染物品の焼却、埋却を行った場合の費用について、国がその二分の一を負担することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩永浩美君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「、第五十八条及び第五十九条」を「及び第五十八条から第六十条まで」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に

対しては、この限りでない。

第六十条に次の二号を加える。

七 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

八 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一

第六十条に次の一項を加える。

2 国は、都道府県が、特定家畜等(第三十二条の規定による移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の所有者に

対して当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に関する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する

場合には、当該交付した額の二分の一を負担する。

第六十三条第一号中「獣医師」の下に「又は所有者」を加える。

第六十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十三条及び第六十四条の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行す

る。

平成十六年五月二十六日印刷

平成十六年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局